

平成 24 年度事業  
産業廃棄物排出・処理状況調査報告書  
平成 23 年度速報値

平成 25 年 3 月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部



## 目 次

I. 調査概要	1
1. 調査目的	1
2. 調査期間	1
3. 調査実施機関	1
4. 調査項目	1
II. 調査方法	2
1. アンケート調査による基本データの収集	3
1-1 調査対象	3
1-2 アンケート調査の調査票	4
2. 産業廃棄物排出量の推計	5
2-1 業種区分変更	6
2-2 中分類への按分方法	6
2-3 産業廃棄物排出量の年度補正方法	7
2-4 原単位法による推定方法	11
2-5 動物のふん尿の排出量の算出方法	13
2-6 動物の死体の排出量の算出方法	14
2-7 下水汚泥の排出量の算出方法	14
3. 産業廃棄物処理状況の推計	15
3-1 産業廃棄物の処理量の算出方法	15
3-2 上水汚泥の処理量の算出方法	18
3-3 下水汚泥の処理量の算出方法	18
3-4 動物のふん尿の処理量の算出方法	18
III. 調査結果	19
1. アンケート調査結果	19
2. 産業廃棄物排出量の推計結果	20
3. 産業廃棄物処理量の推計結果	31
3-1 産業廃棄物の処理状況	31
3-2 産業廃棄物の再生利用量、減量化量、最終処分量	34

IV. まとめ	37
1. 産業廃棄物排出量の変化	37
1-1 産業廃棄物の業種別排出量	38
1-2 産業廃棄物の種類別排出量	39
1-3 産業廃棄物の地域別排出量	40
2. 産業廃棄物の処理状況の変化	41
2-1 直接再生利用量、中間処理量、直接最終処分量の推移	41
2-2 再生利用量、減量化量、最終処分量の推移	42

### 資 料 編

I. 産業廃棄物排出・処理状況調査アンケート調査票及び記入要領	45
II. 活動量指標全国合計値	61
III. 動物のふん尿及び動物の死体計算資料	67
IV. 下水汚泥資料	73
V. 産業廃棄物の種類別処理状況フロー	77

## I. 調査概要

### 1. 調査目的

産業廃棄物問題の解決に向けて、行政施策の積極的な推進や、排出事業者の迅速かつ適正な対応が社会的に広く求められているところである。しかし今日、社会情勢の変化や技術の進歩といった産業廃棄物を取り巻く状況は著しい変化を続けており、行政施策の推進にあたっては、産業廃棄物の排出及び処理実態の正確な把握が必要不可欠である。

こうしたことから、本調査は、産業廃棄物処理行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的として実施している。なお、本調査は昭和 50 年度から 5 年ごとに、また、平成 2 年度から毎年実施されているものである。

### 2. 調査期間

自 平成 24 年 7 月  
至 平成 25 年 3 月

### 3. 調査実施機関

本調査は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課の企画に基づき、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが、環境省の請負業務として実施した。

### 4. 調査項目

#### (1) 産業廃棄物排出量

平成 23 年度における産業廃棄物排出量について、都道府県別に調査・推計し、産業廃棄物の種類別、業種別に産業廃棄物排出量を推計した。

#### (2) 産業廃棄物処理状況

平成 23 年度における産業廃棄物の再生利用量、中間処理量、最終処分量等の処理状況について、都道府県別に調査・推計し、種類別に処理状況を推計した。

## II. 調査方法

本調査は統計法に基づき総務省への申請を行い、一般統計調査として行った。調査方法は図－II・1のフローに従って、次の（１）（２）（３）の手順で行った。

### （１）基本データの収集

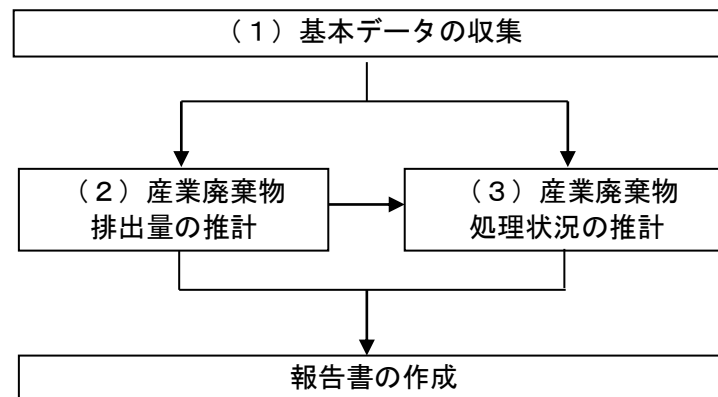
47都道府県を対象としたアンケートによる産業廃棄物の排出状況・処理状況調査を実施し、実態データ並びに動物のふん尿の推計方法に関するデータを収集した。また、統計等を用い、動物のふん尿、動物の死体、上下水汚泥に関するデータを収集した。

### （２）産業廃棄物排出量の推計

47都道府県の排出状況データより、平成23年度の排出量を推計した。都道府県によっては一部未調査業種等があり、原単位法等により補完した。

### （３）産業廃棄物処理状況の推計

47都道府県の処理状況データ及び排出量の推計値を用いて、平成23年度の処理状況を推計した。



図－II・1 調査方法のフロー

## 1. アンケート調査による基本データの収集

自治体が把握している各都道府県の産業廃棄物排出・処理状況を、アンケート調査により収集し、それらを平成23年度の全国の産業廃棄物の排出量及び処理量等を推計するための基本データとした。アンケート調査は、47都道府県の産業廃棄物行政主管部署を対象として行った。

### 1-1 調査対象

#### (1) 調査対象業種

「日本標準産業分類（平成19年11月改訂）／総務省」（以下、新産業分類）をもとに抽出した、産業廃棄物の排出が想定される大分類18業種を調査の対象とした。【表-Ⅱ・1】

表-Ⅱ・1 調査対象業種

No.	大分類	産業分類	コード	No.	大分類	産業分類	コード
		農業、林業大分類	A			情報通信業大分類	G
1	農業、林業	耕種農業	A011	38	情報通信業	通信業	G37
2		畜産農業	A012	39		放送業	G38
3		林業	A02	40		情報サービス業	G39
4		上記以外の農業、林業		41		インターネット付随サービス業	G40
		漁業大分類	B	42		映像・音声・文字情報制作業	G41
5	漁業	漁業	B03		運輸業、郵便業	運輸業、郵便業大分類	H
6		水産養殖業	B04	43		鉄道業	H42
7	鉱業	鉱業、採石業、砂利採取業	C	44		道路旅客運送業	H43
8	建設業	建設業	D	45		道路貨物運送業	H44
		製造業大分類	E	46		上記以外の運輸業、郵便業	
9	製造業	食料品製造業	E09		卸売業、小売業	卸売業、小売業大分類	I
10		飲料・たばこ・飼料製造業	E10	47		各種商品卸売業	I50
11		繊維工業	E11	48		木材・竹材卸売業	I5311
12		木材・木製品製造業	E12	49		各種商品小売業	I56
13		家具・装備品製造業	E13	50		自動車小売業	I591
14		パルプ・紙・紙加工品製造業	E14	51		機械器具小売業	I593
15		印刷・同関連業	E15	52		家具・建具・畳小売業	I601
16		化学工業	E16	53		じゅう器小売業	I602
17		石油製品・石炭製品製造業	E17	54		燃料小売業	I605
18		プラスチック製品製造業	E18	55		上記以外の卸売業、小売業	
19		ゴム製品製造業	E19		不動産業、物品賃貸業	不動産業、物品賃貸業大分類	K
20		なめし革・同製品・毛皮製造業	E20	56	物品賃貸業	K70	
21		窯業・土石製品製造業	E21		学術研究、専門・技術サービス業大分類	L	
22		鉄鋼業	E22	57	学術・開発研究機関	L71	
23		非鉄金属製造業	E23	58	サービス業	写真業	L746
24		金属製品製造業	E24		宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食サービス業大分類	M
25		はん用機械器具製造業	E25	59	飲食店	M76	
26		生産用機械器具製造業	E26	60	上記以外の宿泊業、飲食サービス業		
27	業務用機械器具製造業	E27		生活関連サービス業、娯楽業大分類	N		
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	E28	61	洗濯業	N781		
29	電気機械器具製造業	E29	62	教育、学習支援業大分類	教育、学習支援業	O	
30	情報通信機械器具製造業	E30		医療、福祉大分類	P		
31	輸送用機械器具製造業	E31	63	医療業	P83		
32	その他の製造業	E32	64	上記以外の医療、福祉			
		電気・ガス・熱供給・水道業大分類	F	65	教育、学習支援業	複合サービス事業	Q
33	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	F33		サービス業	サービス業大分類	R
34		ガス業	F34	66		自動車整備業	R891
35		熱供給業	F35	67		と蓄場	R952
36		上水道業	F361	68		上記以外のサービス業	
37		下水道業	F363	69	公務	S	

なお、産業廃棄物排出・処理状況の把握に「日本標準産業分類（平成14年3月改訂）／総務庁」（以下、旧産業分類）を用いている自治体については、旧産業分類により想定される大分類16業種を調査の対象とした。

## (2) 調査対象廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）に規定する産業廃棄物19種類を調査の対象とした。【表－Ⅱ・2】

表－Ⅱ・2 調査対象廃棄物

廃棄物名	廃棄物名	廃棄物名
燃え殻	木くず	鉱さい
汚泥	繊維くず	がれき類
廃油	動植物性残さ	うち石綿含有
廃酸	動物系固形不要物	動物のふん尿
廃アルカリ	ゴムくず	動物の死体
廃プラスチック類	金属くず	ばいじん
うち石綿含有	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
紙くず	うち石綿含有	

## 1-2 アンケート調査の調査票

アンケート調査では、表－Ⅱ・3に示す3種類の調査票及び記入要領を1組として、各都道府県に配布した。記入要領及び調査票は巻末の資料編に掲載した。

表－Ⅱ・3 調査票の構成

No.	調査票名	内容	枚数
1	実態調査状況票	各都道府県で実施した既往の産業廃棄物実態調査の内容及び、今後の調査予定を調査するためのもの	4枚
2	業種別・種類別産業廃棄物排出量調査票	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の業種別廃棄物種類別の年間排出量を調査するためのもの	2枚
3	種類別産業廃棄物処理状況調査票	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の中間処理・最終処分・再生利用状況を調査するためのもの	2枚
合 計			8枚



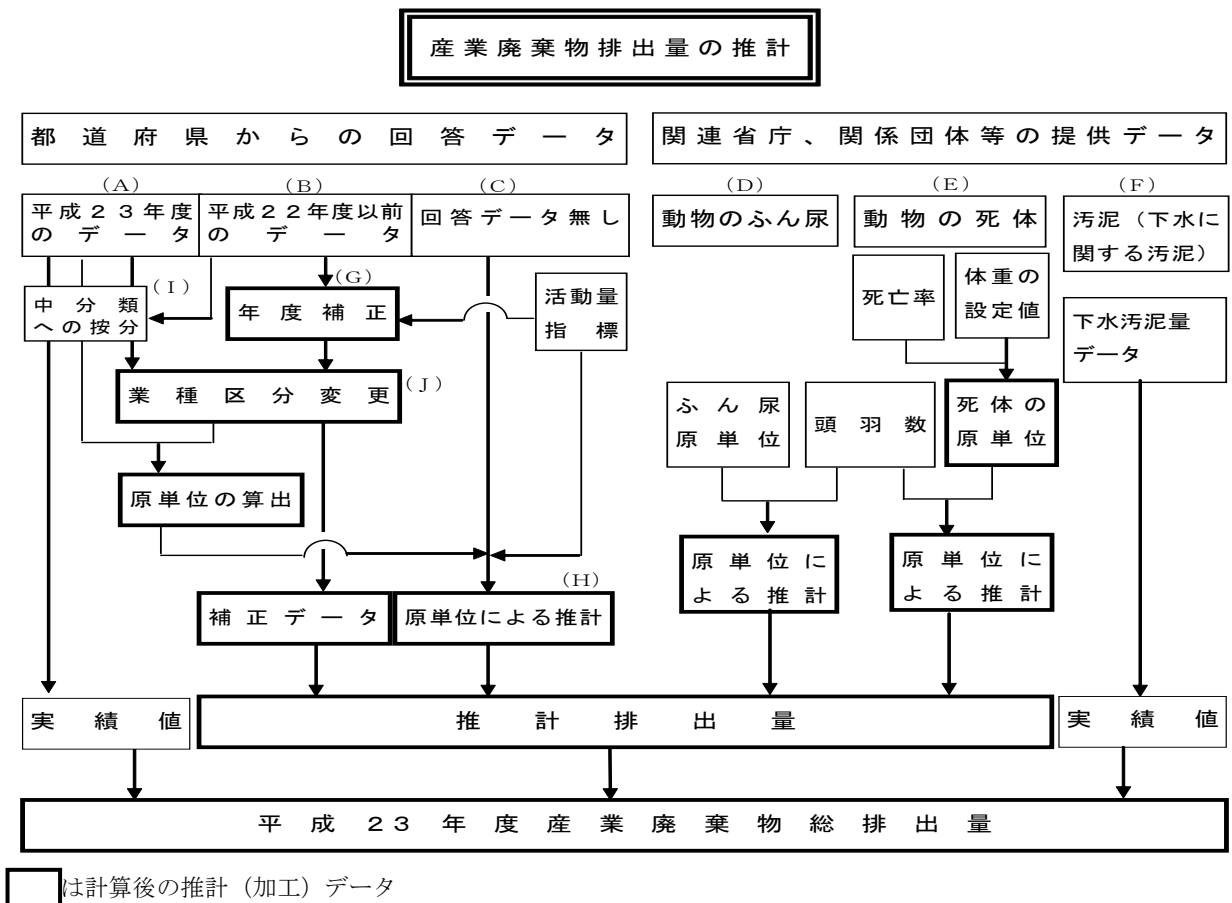
## 2. 産業廃棄物排出量の推計

産業廃棄物排出量の推計方法を図－Ⅱ・2に示す。排出量の推計は産業廃棄物の種類ごとに、都道府県別及び業種別に行った。

推計は、原則として各都道府県からの回答データを用いた。ただし、動物のふん尿、動物の死体、下水汚泥については関連省庁、関連団体等の提供データを用いた。

都道府県回答による推計は、平成23年度データ（図－Ⅱ・2中のA）の場合はそのまま、平成22年度以前のデータしかない場合（B）は年度補正（G）を行い、過去の回答データも無い場合（C）は原単位法を用いて推計を行った（H）。なお、（A）（B）については、都道府県からの回答データが業種大分類の小計のみである場合や、旧産業分類に準拠している場合等があり、フォーマットを整合させるために、中分類への案分（I）、業種区分変更（J）といった処理を行った。

動物のふん尿（D）、動物の死体（E）及び下水汚泥（F）の各品目は、関係省庁ないし関係団体等より別途データの提供を受けて推計を行った。



図－Ⅱ・2 産業廃棄物排出量の推計方法

## 2-1 業種区分変更

本調査では、新産業分類に基づく業種区分での産業廃棄物排出量を推計した。しかし、都道府県からの回答には旧産業分類で記載されているものもあることから、データの変換を行った。その方法は平成22年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書の2-3のとおりである。

## 2-2 中分類への按分方法

都道府県からの回答において、調査対象業種が中分類あるいは小分類、細分類（以下、「中分類」）で設定されているにもかかわらず、大分類のみの排出量しか得られなかった場合は、中分類の排出量を按分により推計し、当該都道府県の平成23年度の排出量とした。

按分の方法は、都道府県からの直近年度の回答により過去の中分類の排出量が既知である場合は、今年度の中分類排出量も当該数値に比例するものと想定して、図-Ⅱ・3に示すとおり大分類回答を按分した。そうでない場合は、後述2-4の全国共通原単位による中分類排出量に比例するものと想定して、大分類回答の按分を行った。

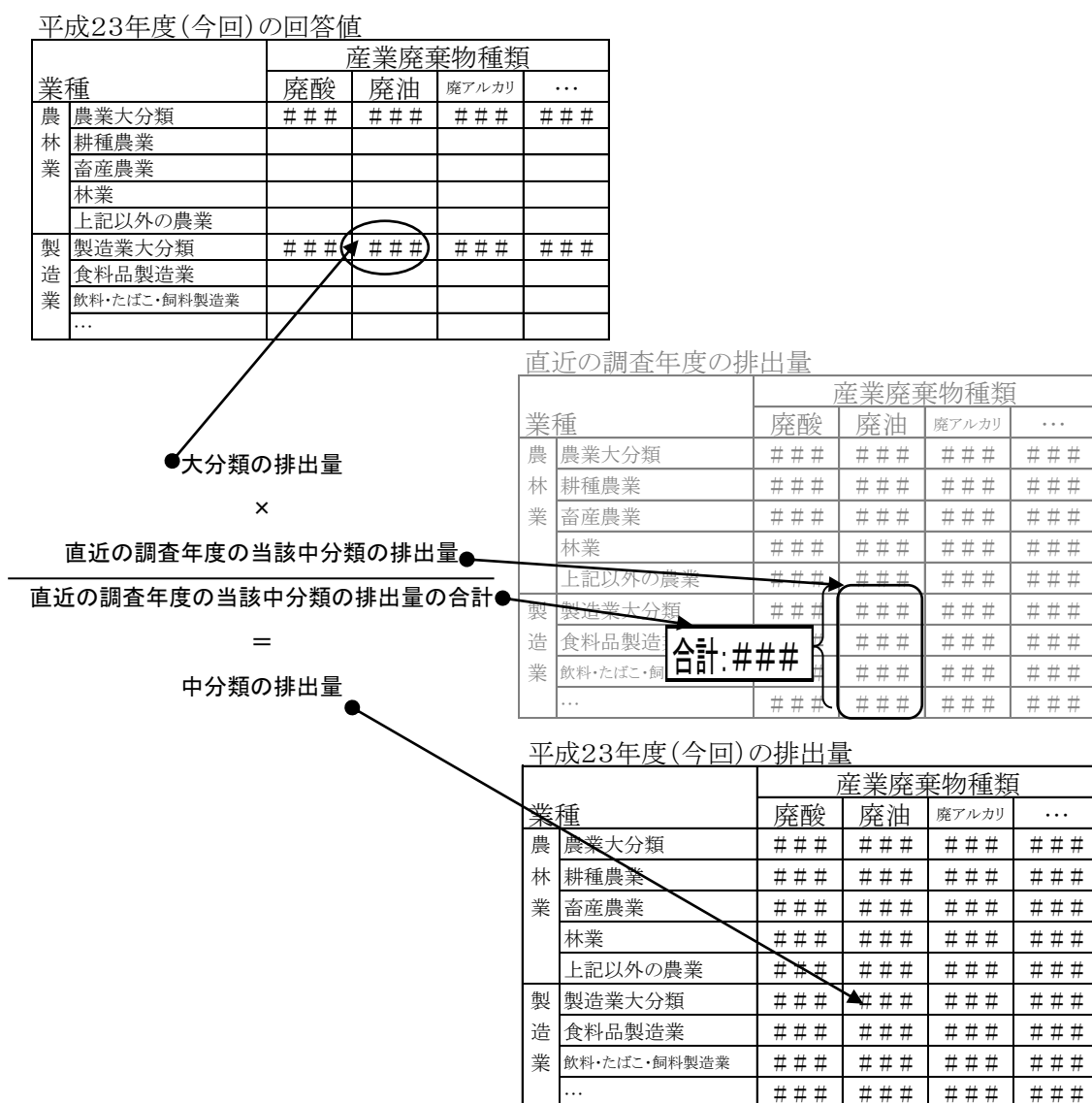


図-Ⅱ・3 直近の調査年度の排出量による按分

## 2-3 産業廃棄物排出量の年度補正方法

### (1) 年度補正方法

平成23年度の産業廃棄物排出量調査を実施していない都道府県については、平成22年度以前に回答があった利用可能な産業廃棄物排出量データに、活動量指標を用いて年度補正を行い、平成23年度の産業廃棄物排出量(年度補正排出量)を推定した。

[年度補正計算式]

$$\text{①□ 年度補正排出量} = \text{調査年度の産業廃棄物排出量} \times \frac{\text{平成23年度の活動量指標}}{\text{調査年度の活動量指標}}$$

補正に用いた業種ごとの活動量指標を表-Ⅱ・4に示す。

なお、活動量指標に金額(製造品出荷額等、元請完成工事高)を用いている場合には、以下のように年度補正に加えて表-Ⅱ・5に示すデフレーターによる物価補正も行った。

### ② 年度補正排出量

$$= \text{調査年度の産業廃棄物排出量} \times \frac{\text{平成23年度の活動量指標} \cdot \text{平成23年度のデフレーター}}{\text{調査年度の活動量指標} \cdot \text{調査年度のデフレーター}}$$

表-Ⅱ・4 業種ごとの活動量指標の種類及び出典

業	種	活動量指標の種類	単位	出典	出典年次
農業	耕種農業	施設面積(ハウス面積、ガラス室面積)	a	世界農林業センサス(農業センサス)	平成22年
	畜産農業	家畜数	頭羽	畜産統計、食鳥流通統計調査	平成23年
林業		従業者数	人	経済センサス	平成21年
漁業		従業者数	人	経済センサス	平成21年
鉱業		従業者数	人	経済センサス	平成21年
建設業		元請完成工事高	百万円	建設工事施工統計調査報告	平成22年
製造業		製造品出荷額等	百万円	工業統計	平成22年
電気・ガス・熱供給・水道業		従業者数	人	経済センサス	平成21年
	上水道業	給水人口	人	水道統計の経年分析	平成22年
	下水道	処理区域人口	人	都道府県別汚水処理人口普及状況	平成23年
情報通信業、運輸業		従業者数	人	経済センサス	平成21年
卸売・小売業 飲食店、宿泊業		従業者数	人	経済センサス	平成21年
医療、福祉		病床数	床	医療施設動態調査	平成23年
教育, 学習支援業 複合サービス業、サービス業		従業者数	人	経済センサス	平成21年
	と畜場(動物系固形不要物)	と畜頭数	頭	畜産物流通統計	平成23年
公務		従業者数	人	経済センサス	平成21年

表－Ⅱ・５ デフレーター

業種大分類	デフレーター	
	建設業*	製造業**
平成 12 年度	99.8	99.5
平成 13 年度	98.1	97.1
平成 14 年度	97.1	95.5
平成 15 年度	97.7	95.0
平成 16 年度	98.8	96.4
平成 17 年度	100.0	100.5
平成 18 年度	102.0	102.5
平成 19 年度	104.6	104.9
平成 20 年度	107.9	108.2
平成 21 年度	104.3	102.6
平成 22 年度	104.6	103.3
平成 23 年度	105.4	105.1

\* 「建設工事費デフレーター（2005年度基準）」（国土交通省総合政策局情報管理部建設調査統計課）

\*\* 「企業物価指数（2005年基準）」（日本銀行調査統計局）

## （２）活動量指標の補正について

表－Ⅱ・４に示す活動量指標の出典となる統計は、必ずしも毎年公表されているわけではなく（経済センサスは３年に一度、農林業センサスは５年に一度）、また、統計によっては、前々年実績が公表対象となるもの（工業統計など）もあるため、推計作業時点で当該年度の数値が公表されていない場合もある。平成２３年度の産業廃棄物の排出量の推計にあたっては、活動量指標を以下のように取り扱った。

### １）平成２３年度の統計値が得られた活動量指標

畜産農業、下水道業、医療・福祉の活動量指標は、出典となる畜産統計及び食鳥流通統計調査、汚水処理人口普及状況、医療施設動態調査(表－Ⅱ・４参照)の平成２３年度のもものが公表済みであり、これらの統計値をそのまま用いた。

### ２）平成２３年度の統計値のない活動量指標

当該年度の統計値のない活動量指標は、これまでは直線補間等の手法により、前年度指標を補正して用いていた。しかし、平成２３年３月１１日に発災した東日本大震災の影響により、被災地域を中心として活動量指標が特異的に変化しているおそれがある。そこで、以下の考え方で、可能な限り活動量指標を補正した。

- ① 東日本大震災の影響が推定可能な公開データを用いて、表－Ⅱ・４の業種ごとの平成２２年度活動量指標を補正（以下、「震災補正」と言う）する。その際には、東日本大震災の影響を、津波等に由来する直接被害により事業活動が停止したことによる影響（以下、「直接影響」という）と、サプライチェーン等を通じて被災地以外にも全国的に広がる影響（以下、「間接影響」という）の二つの観点から検討する。

直接影響の震災補正の対象地域は、東日本大震災の被害が甚大であった青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県とする。ただし、岩手県、宮城県、福島県から平成２３

年度実績の回答が得られているので、青森県、茨城県、千葉県について、直接影響の震災補正を行う。

- ② 東日本大震災の影響が推定可能な公開データを得ることが難しい業種については、従来通り過去データからの直線補間により平成23年度の活動量指標を作成する。

平成23年度の震災補正方法の概略を表Ⅱ・6に示す。

#### a. 直接影響のみの補正

直接影響の震災補正の対象業種は、耕種農業、漁業、その他の業種とした。なお、直接影響の震災補正の対象地域外の都道府県(以下、「他県」という)における耕種農業、漁業、その他の業種の活動量指標の補正は、従来どおり平成22年度の活動量指標を元にした直線補間により行った。

##### i) 耕種農業

農林水産省資料「東日本大震災による農漁業経営体の被災・経営再開状況」により耕種農業の震災影響を検討したところ、対象の青森県、茨城県、千葉県における活動量指標(施設面積)への影響は平成23年度には解消されているので、実質的には従来の直線補間となっている。

##### ii) 漁業

農林水産省「東日本大震災による農漁業経営体の被災・経営再開状況」により、各県の平成23年度内に活動を再開できなかった漁業経営体の比率を算出し、これを平成22年度の活動量指標(従業者数)に乗じて平成23年度の活動量指標を作成した。

##### iii) ガス業、熱供給業及びその他の業種※

被災地各県のガス業、熱供給業及びその他の業種※の影響が把握可能な資料としては、各都道府県の公表する毎月勤労統計がある。この毎月勤労統計を利用して算出した各業種の常用雇用指数の対前年度比を平成22年度の活動量指標(従業者数)に乗じてものを平成23年度の活動量指標とした。

※その他の業種：情報通信業、運輸業、卸売業・小売業、飲食店、宿泊業、教育・学習支援業、複合サービス事業、サービス業(と畜場含む)、公務

#### b. 間接影響も含めた補正

東日本大震災の間接的な影響を推定可能な公開データを得られた業種(建設業、鉱業、製造業、電気業)については、47都道府県全てを震災補正の対象とした。

##### i) 建設業

建設業では、これまでの統計資料(建設工事施工統計調査報告)が入手できない場合には、建設工事受注動態統計調査を用いて、前年度の活動量指標(元請完成工事高)を都道府県別に補正している。平成23年度も同様に、建設工事受注動態統計調査から求めた建設工事受注額の対前年比を平成22年度の活動量指標に乗じて補正し、平成23年度の活動量指標を作成した。

##### ii) 鉱業、製造業

鉱業、製造業への震災影響が把握可能な資料として、各都道府県が公表している「鉱工業生産指数」利用し、算出した各業種の鉱工業生産指数の対前年度比を平成22年度の活動量指標（製造品出荷額等）に乗じて補正し、平成23年度の活動量指標を作成した。

iii) 電気業

都道府県別の影響が把握可能な資料が得られなかったため、全国一律の値ではあるが、電気事業連合会の公表する排出量合計値の対前年度比を求め、これを平成22年度の活動量指標（従業者数）に乗じて補正し、平成23年度の活動量指標を作成した。

表－Ⅱ・6 平成23年度の活動量指標の補正方法

業種	活動量指標の出典	補正に用いたデータの出典	平成23年度活動量指標補正							
			青森	岩手	宮城	福島	茨城	千葉	他県	
農業 林業	耕種農業	世界農林業センサス	(直線補間のみ)	▲	…	…	…	▲	▲	▲
	畜産農業	畜産統計、食鳥流通統計調査	—	—	…	…	…	—	—	—
	林業	経済センサス	(直線補間のみ)	▲	…	…	…	▲	▲	▲
漁業	経済センサス	農水省資料※1	○	…	…	…	○	○	▲	
建設業	建設工事施工統計調査報告	建設工事受注動態統計※2	○	…	…	…	○	○	○	
鉱業	経済センサス	鉱工業生産指数※3	○	…	…	…	○	○	○	
製造業（各種）	工業統計	鉱工業生産指数※3	○	…	…	…	○	○	○	
電気・ガス・熱・水道	電気業	経済センサス	電事連資料※4	○	…	…	…	○	○	○
	ガス・熱供給業	経済センサス	毎月勤労統計※5	○	…	…	…	○	○	▲
	上水道業	水道統計の経年分析	(直線補間のみ)	▲	…	…	…	▲	▲	▲
	下水道	汚水処理人口普及状況	—	—	…	…	…	—	—	—
医療、福祉業	医療施設動態調査	—	—	…	…	…	—	—	—	
その他の業種※	経済センサス	毎月勤労統計※5	○	…	…	…	○	○	▲	

—：平成23年度統計値入手（活動量指標補正せず）、…：平成23年度実績回答あり（年次補正せず）

○：震災補正を行う、▲：従来補正（直線補間）を行う

※1：農林水産省「東日本大震災による農漁業経営体の被災・経営再開状況」

※2：国土交通省：建設工事受注動態統計調査報告（平成23年計分）

※3：例えば、[www.toukei.metro.tokyo.jp/ksisuu/ks-index.htm](http://www.toukei.metro.tokyo.jp/ksisuu/ks-index.htm)

※4：電気事業連合会「電気事業における環境行動計画」2010年度版及び2011年度版

※5：例えば、<http://www.pref.ibaraki.jp/tokei/betu/rodo/maikin/index.html>

※：その他の業種：情報通信業、運輸業、卸売業・小売業、飲食店、宿泊業、教育・学習支援業、複合サービス事業、サービス業（と畜場含む）、公務

## 2-4 原単位による推定方法

### (1) 全国共通原単位の算出

全国共通原単位の算出方法を図-Ⅱ・4に示す。

各都道府県からの回答（新規データ・補正データ）を基に業種別、産業廃棄物種類別に全国共通原単位を算出する。

なお、全国共通原単位の算出には、平均値から標準偏差の2倍までのデータのみを用いるものとした。

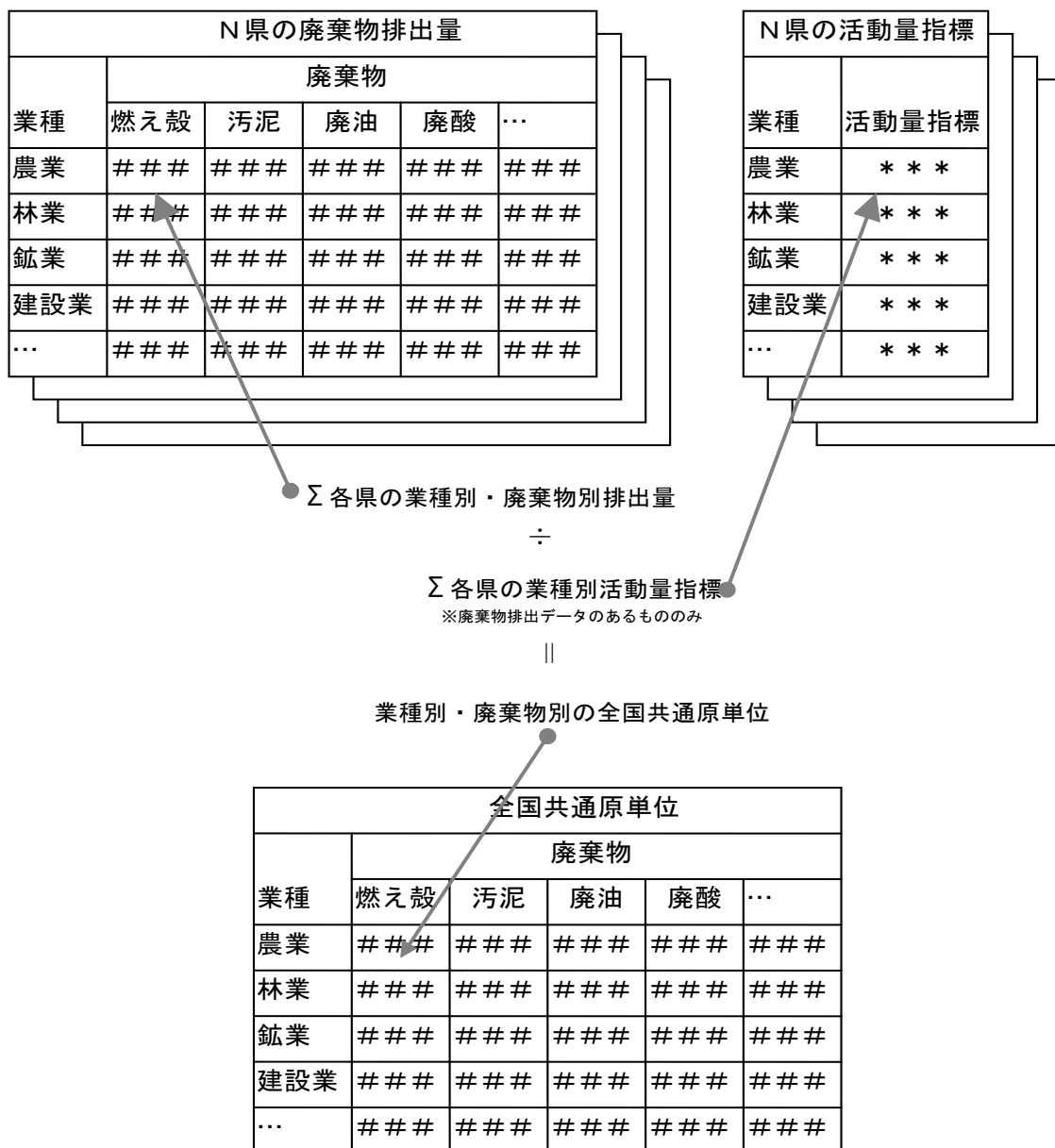
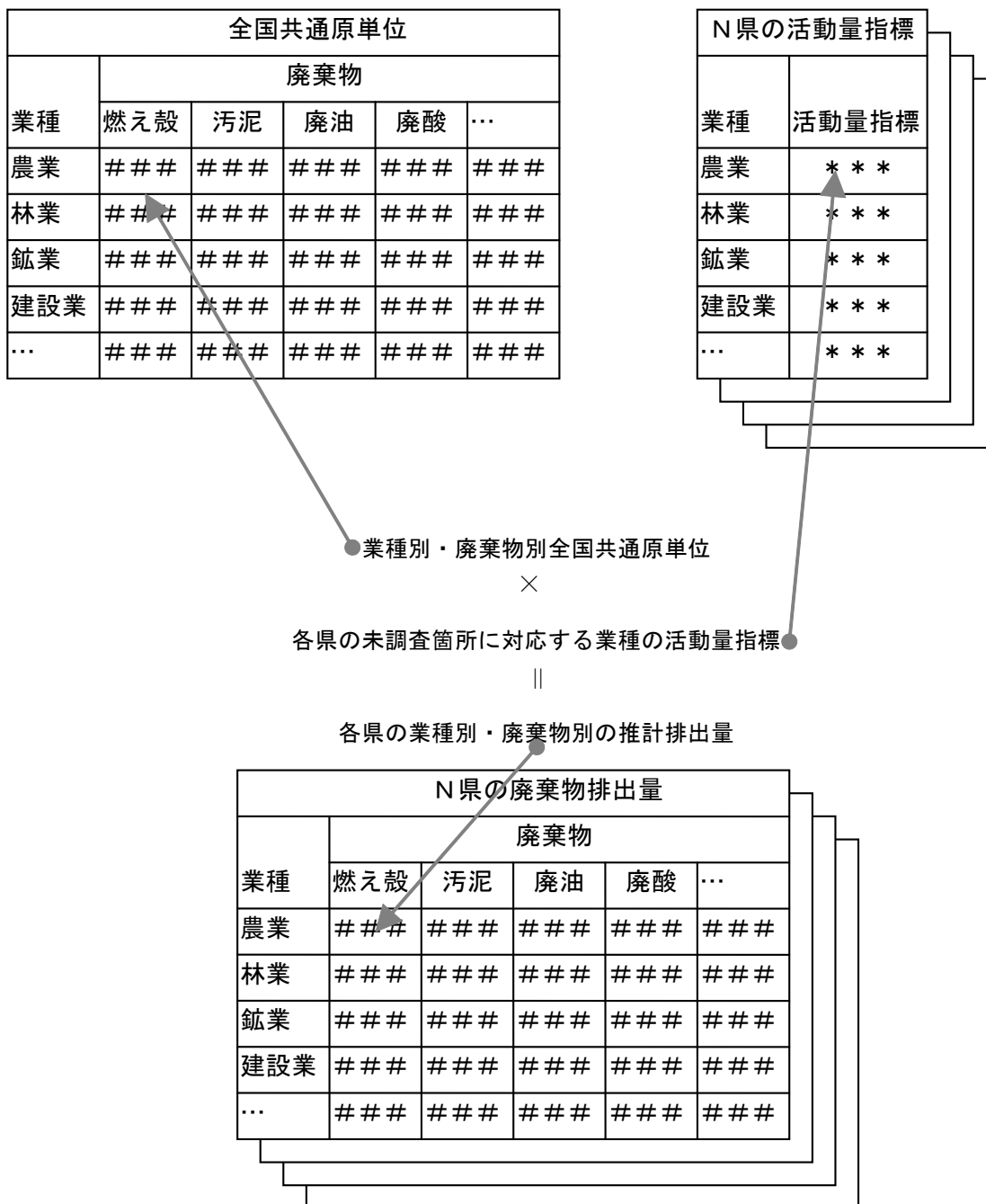


図-Ⅱ・4 全国共通原単位算出方法

(2) 原単位法による推定

全国共通原単位を用いた原単位法による推定方法を図－Ⅱ・5に示す。

なお、回答のない都道府県のほか、未調査業種等により回答に部分的に欠落がある場合についても、この推定方法で補填を行っている。



図－Ⅱ・5 排出量推定方法



## 2-5 動物のふん尿の排出量の算出方法

動物のふん尿の排出量は、都道府県回答によらず、農林水産省より提供された表-Ⅱ・7の資料「家畜排せつ物量の原単位」の1頭羽当たりの1日排せつ物量（動物のふん尿原単位）及び、「畜産統計」（農林水産省統計情報部）の都道府県ごとの牛、豚、鶏の頭羽数を使用して、畜種毎に推計した。

表-Ⅱ・7 動物のふん尿原単位

畜種		排せつ物量 (kg/頭羽/日)		
		ふん	尿	合計
乳牛	搾乳牛	45.5	13.4	58.9
	乾・未経産	29.7	6.1	35.8
	育成牛	17.9	6.7	24.6
肉牛	2歳未満	17.8	6.5	24.3
	2歳以上	20.0	6.7	26.7
	乳用種	18.0	7.2	25.2
豚	肥育豚	2.1	3.8	5.9
	繁殖豚	3.3	7.0	10.3
採卵鶏	成鶏	0.136	—	0.136
	ヒナ	0.059	—	0.059
ブロイラー		0.130	—	0.130

資料：築城幹典、原田靖生：我が国における家畜排泄物発生の実態と今後の課題、環境保全と新しい畜産、農林水産技術情報協会、15-29（1997）

（農林水産省提供）

## 2-6 動物の死体の排出量の算出方法

動物の死体は、家畜共済統計表（農林水産省経営局）による家畜共済（農業災害補償法に基づく共済事業の1つ）加入頭数及び死亡廃用事故頭数から、畜種毎の死亡率（死亡廃用事故頭数/加入頭数）を求め、これに畜種毎の体重の設定値を乗じて、動物の死体の原単位（t/頭）を算出した。使用した畜種毎の体重設定値を表-Ⅱ・8に示す。

この原単位に、「畜産統計」（農林水産省統計情報部）の都道府県毎の牛、豚の頭数を乗じて、動物の死体の排出量を推計した。

なお、今年度調査では、算出時点（平成24年11月末）において平成23年度及び平成22年度の家畜共済統計表が公表されていなかったため、死亡率は平成21年度のものを用いている。

表-Ⅱ・8 家畜の体重の設定

種別	区分	体重の範囲 (kg)	体重の設定値 (kg)
乳用牛	搾乳牛	600～700	650
	乾乳牛	550～650	600
	育成牛	40～500	270
肉用牛	2歳未満	200～400	300
	2歳以上	400～700	550
	乳用種	250～700	475
豚	子豚	3～30	16.5
	肥育豚	30～110	70
	繁殖豚	150～300	225

資料:「堆肥化施設設計マニュアル」(社団法人中央畜産会:平成13年4月20日 二版二刷)  
(ただし、体重の設定値は体重の範囲より算出)

$$\text{畜種ごとの原単位 (t/頭)} = \frac{\text{共済加入の死亡廃用事故頭数 (頭)}}{\text{共済加入の頭数 (頭)}} \times \frac{\text{畜種ごとの体重の設定値 (kg/頭)}}{1,000 (\text{kg/t})}$$

※共済加入の死亡廃用事故頭数及び共済加入の頭数は資料編Ⅲ参照。

## 2-7 下水汚泥の排出量の算出方法

下水汚泥の排出量は、国土交通省より入手した最新の下水道資源有効利用推進基礎調査の「濃縮汚泥量」を用いている（資料編Ⅳ参照）。しかし、今年度調査は平成23年度の「濃縮汚泥量」の数値の入手が間に合わなかったため、下水汚泥の排出量は、平成22年度データのうち、東日本大震災により被災した岩手県、宮城県、福島県について、県回答（平成22年度、平成23年度）の下水汚泥の減少率を乗じて補正したものを使用した。

平成23年度及び平成22年度の全国の濃縮汚泥量を表-Ⅱ・9に示す。

表-Ⅱ・9 濃縮汚泥量（全国量（m<sup>3</sup>/年））

平成22年度（前年度）	74,711,642
平成23年度（暫定）	73,807,232

### 3. 産業廃棄物処理状況の推計

#### 3-1 産業廃棄物の処理量の算出方法

##### (1) 産業廃棄物の処理区分構成比の算出

- ① 処理量算出の基本データとしては、各都道府県からの調査回答を、表Ⅱ・10の方法により図Ⅱ・6の処理状況フローの各項目に変換したものを採用した。このとき、平成23年度の回答のない都道府県については、直近の過去の調査回答を年度補正（過去回答の排出量と平成23年度の推計排出量の比率で、産業廃棄物種類毎に過去回答の処理量を補正）することで、平成23年度の処理量の基本データとした。
- ② ①の各都道府県データを産業廃棄物種類別に積算し、それぞれの処理区分構成比率を求めた。
- ③ 処理処分についての回答が無い都道府県や、本調査と処理区分が相違している等の理由で処理状況データが採用できない都道府県については、推計排出量と②の積算値から求めた処理構成比率で代替するものとした。
- ④ 上水汚泥については、水道統計の関連資料から処理区分構成比率を算出した。その詳細は3-2のとおりである。
- ⑤ 下水汚泥については、国土交通省から入手した実績値を基に処理区分構成比率を算出した。その詳細は3-3のとおりである。
- ⑥ 動物のふん尿については、農林水産省の資料から別途処理区分構成比率を算出した。その詳細は3-4のとおりである。

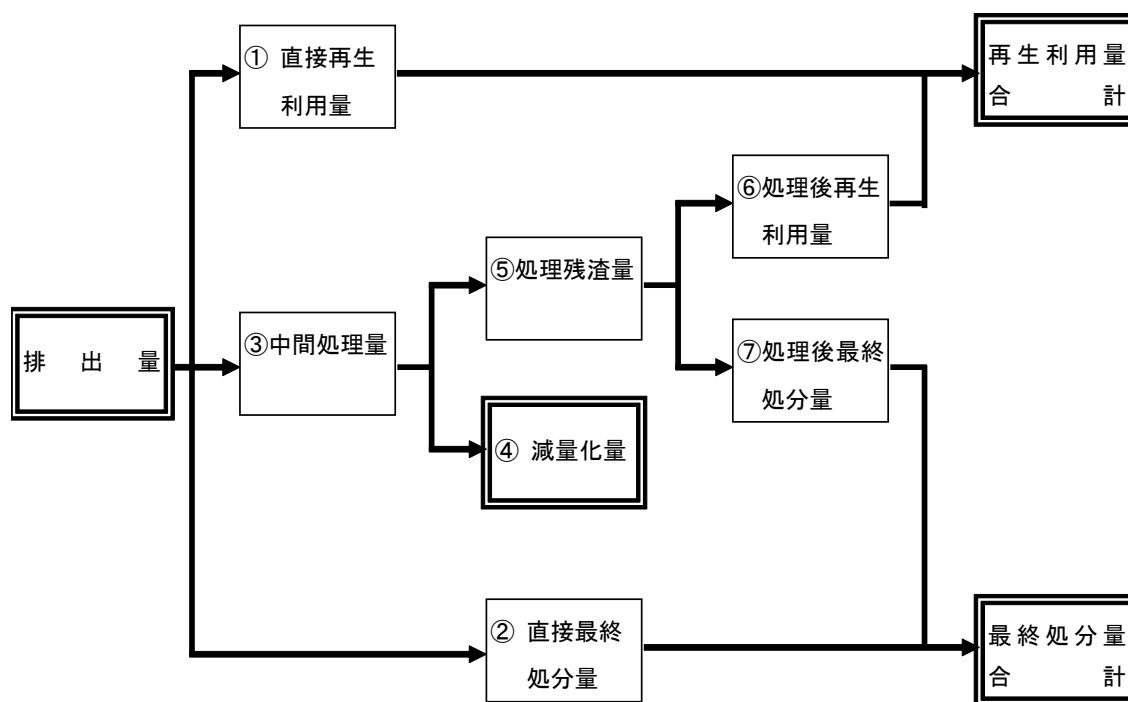
以上により、最終的に全国値としての種類別の産業廃棄物の処理構成比率を算出した。

##### (2) 全国の産業廃棄物処理状況推計値の算出

産業廃棄物の種類別排出量に、(1)で算出した処理区分構成比率を乗じて、全国の産業廃棄物処理状況推計値を算出した。

$$\begin{aligned} & \text{全国の産業廃棄物処理状況推計値 (t/年)} \\ & = \text{全国の産業廃棄物の種類別排出量 (t/年)} \times \text{種類別処理区分構成比率 (\%)} \end{aligned}$$

処理状況フロー図を図Ⅱ・6に、処理状況の算出方法を図Ⅱ・7に、処理状況算出項目(処理区分)を表Ⅱ・10に示す。



図－Ⅱ・６ 処理状況フロー図

表－Ⅱ・１０ 処理状況算出項目（処理区分）

処 理 区 分	調査票Ⅲ処理項目番号との関係
①直接再生利用量（中間処理せず、再生利用された量）	自己未処理自己再生利用量（８）
②直接最終処分量（中間処理せず、最終処分された量）	自己未処理自己最終処分量（１１）＋（５）のうち委託最終処分された量（１４ハ）
③中間処理量（中間処理の対象となった量）	自己中間処理量（４）＋（５）のうち委託中間処理された量（１３イ）
④減量化量（中間処理により減量した量） （＝③－⑤）	－
⑤処理残渣量（中間処理後の処理残渣量） （＝⑥＋⑦）	－
⑥処理後再生利用量（中間処理後に、再生利用された量）	自己中間処理後再生利用量（９）＋委託中間処理後再生利用量（１７）
⑦処理後最終処分量（中間処理後に、最終処分された量）	自己中間処理後自己最終処分量（１０）＋（６）のうち委託最終処分された量（１４ニ）＋委託中間処理後最終処分量（１８）

燃え殻		処 理 区 分					
都道府県	排出量	直接 再生利用量	直接 最終処分量	中間処理			
				中間 処理量	処理 残渣量	再生 利用量	最終処分量
N県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
O県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
P県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
Q県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
R県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
…	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
合計	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
構成比	100%	***	***	***	***	***	***

廃棄物別処理状況の各都道府県データ合計値



●全国廃棄物別処理状況構成比



●廃棄物別排出量



●廃棄物別の処理状況推計

廃棄物処理状況一覧表							
種類	排出量	直接 再生利用量	直接 最終処分量	中間処理			
				中間 処理量	処理 残渣量	再生 利用量	最終処分量
燃え殻	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
汚泥	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
廃油	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
廃酸	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
廃アルカリ	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
…	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
合計	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
構成比	100%	***	***	***	***	***	***

図－II・7 産業廃棄物の処理状況算出方法

### 3-2 上水汚泥の処理量の算出方法

上水汚泥の処理量は、「水道統計の経年分析」（日本水道協会水道統計編集専門委員会）における「上水道・水道用水供給事業の処分方法別処分土量」を用いて処理量の比率を求め、この比率を、上水道業からの汚泥排出量推計値に乘じることで処理量を算出した。

表-Ⅱ・11に処理量の算出結果を示す。

表-Ⅱ・11 上水汚泥の処理量

処理区分	処理量 (千 t / 年)	構成比率 (%)
排出量	9,746	100
有効利用量	873	9.0
減量化量	8,564	87.9
埋立量	309	3.2

### 3-3 下水汚泥の処理量の算出方法

下水汚泥の処理量は、表-Ⅱ・12に示す、国土交通省より入手した下水汚泥の処理量の実績値を用いた。

表-Ⅱ・12 下水汚泥の処理量

処理区分	処理実績 (千 t / 年)	割合 (%)
排出量	73,807	100.0
再生利用量(①)	2,279	3.1
中間処理による減量化(②)	71,184	96.4
減量化(①+②)	73,463	99.5
最終処分量	344	0.5

(国土交通省提供資料)

### 3-4 動物のふん尿の処理量の算出方法

動物のふん尿の処理量は、都道府県の回答から算出した処理区分ごとの割合を元に、農林水産省の提供によるデータ（①畜舎内での水分蒸発率、②鶏ふんの焼却処理割合）を用いて算出した。

### III. 調査結果

#### 1. アンケート調査結果

##### (1) 基本データ

各都道府県における産業廃棄物排出・処理状況の実態調査の実施状況は、表－Ⅲ・1に示すとおりである。基本データは、6自治体からは平成23年度実績についての実態調査結果を、他の41自治体は平成22年度以前の実績についての実態調査結果を利用した。

表－Ⅲ・1 都道府県実態調査の実施状況（平成23年度速報値）

No.	都道府県	産業分類 (新/旧)	調査年度				
			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1	北海道	新	○	●			
2	青森県	新		●			
3	岩手県	旧	○	○	○	●	●
4	宮城県	新	○	○	○	●	●
5	秋田県	旧	○	●	○※	▲	
6	山形県	新		●	○		
7	福島県	新	○	○	○	●	●
8	茨城県	新		●			
9	栃木県	新	○	○	○	●	
10	群馬県	新		○※	○	▲	
11	埼玉県	新		○※		▲	
12	千葉県	新		○	○	●	
13	東京都	新	○※	○	○	▲	
14	神奈川県	新	○	○	○	▲	
15	新潟県	旧		●			
16	富山県	新	○	○	○	●	
17	石川県	新	○	○	○	●	
18	福井県	新	○	●			
19	山梨県	新	○	○	○	●	●
20	長野県	新		○※		▲	
21	岐阜県	新		●			
22	静岡県	新		○	○	●	
23	愛知県	新		○	○	●	
24	三重県	旧		▲			
25	滋賀県	新	○	○	○	●	
26	京都府	旧		○		●	
27	大阪府	新		○		●	
28	兵庫県	旧	○	●			
29	奈良県	新		○		●	
30	和歌山県	新	○	○	○	●	●
31	鳥取県	新	○		○	○	
32	島根県	旧		▲			
33	岡山県	新	○	○	○※	▲	●
34	広島県	旧	○	○※	○	▲	
35	山口県	旧		▲			
36	徳島県	旧		▲			
37	香川県	新	○	○	○	▲	
38	愛媛県	新		●	○		
39	高知県	新		●			
40	福岡県	旧		▲	○		
41	佐賀県	新	○	○	○	●	
42	長崎県	新		●			
43	熊本県	旧		▲			
44	大分県	新		●	○		
45	宮崎県	旧	○	○	○	●	
46	鹿児島県	旧		▲			
47	沖縄県	旧	○	○※	○	▲	
○、○※、△			21	26	27	1	0
●、▲			0	20	0	27	6
計			21	46	27	28	6

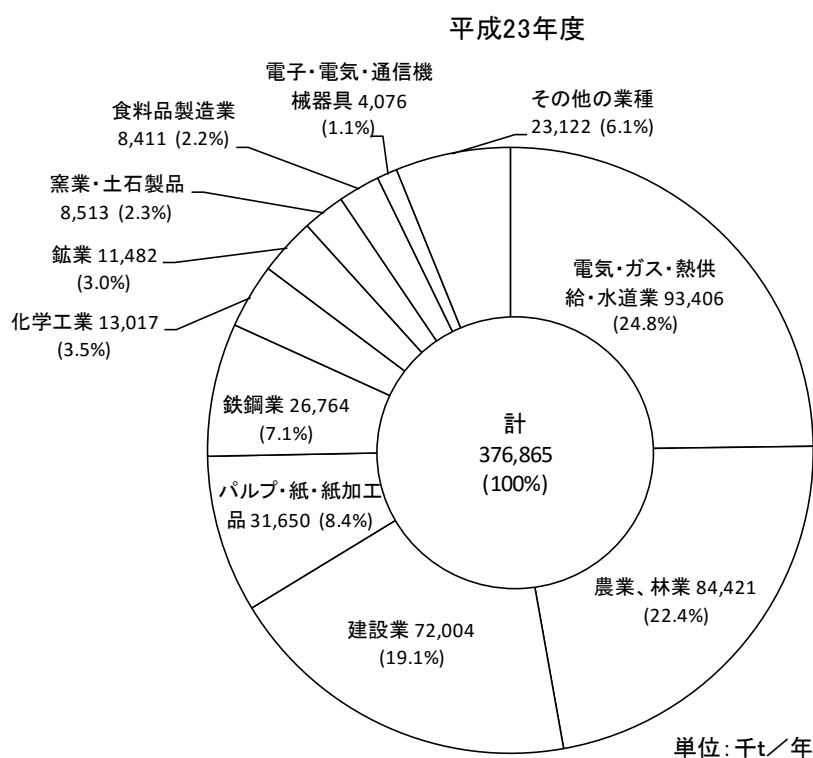
\* 1 ●：今回採用データ、▲：今回採用データ（大分類による回答あり）、  
○：以前の調査、○※：以前の調査（按分根拠として採用）  
\* 網掛けは、本年度事業で報告された実績値を用いて推計した都道府県。

## 2. 産業廃棄物排出量の推計結果

図－Ⅱ・2の推計方法により算出した平成22年度における産業廃棄物の全国排出量は、およそ376,865千トンとなった。産業廃棄物の業種別排出量を(1)に、産業廃棄物の種類別排出量を(2)に、産業廃棄物の地域別排出量を(3)に、産業廃棄物の業種別種類別排出量及び都道府県別種類別排出量を(4)に示す。

### (1) 産業廃棄物の業種別排出量

産業廃棄物の排出量を業種別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業(下水道業を含む。)からの排出量が最も多く、約93,406千トン(全体の24.8%)であり、次いで農業が約84,421千トン(同22.4%)、建設業が約72,004千トン(同19.1%)、パルプ・紙・紙加工品製造業が約31,650千トン(同8.4%)、鉄鋼業が約26,764千トン(同7.1%)となっており、この5業種で全排出量の約8割を占めている(図－Ⅲ・1、表－Ⅲ・2参照)。



図－Ⅲ・1 産業廃棄物の業種別排出量(平成23年度速報値)



表Ⅲ・２ 産業廃棄物の業種別排出量（平成２３年度速報値）

業種	平成２２年度（参考）		平成２３年度	
	排出量（千t）	割合（％）	排出量（千t）	割合（％）
農業、林業	85,090	22.0	84,421	22.4
漁業	18	0.0	20	0.0
鉱業	11,577	3.0	11,482	3.0
建設業	73,211	19.0	72,004	19.1
製造業	115,813	30.0	110,763	29.4
食料品製造業	8,524	2.2	8,411	2.2
飲料・たばこ・飼料	3,140	0.8	3,063	0.8
繊維工業	634	0.2	620	0.2
木材・木製品	691	0.2	669	0.2
家具・装備品	214	0.1	220	0.1
パルプ・紙・紙加工品	33,405	8.7	31,650	8.4
印刷・同関連	624	0.2	615	0.2
化学工業	13,890	3.6	13,017	3.5
石油製品・石炭製品	924	0.2	885	0.2
プラスチック製品	1,117	0.3	1,086	0.3
ゴム製品	300	0.1	292	0.1
なめし革・同製品・毛皮	64	0.0	76	0.0
窯業・土石製品	8,987	2.3	8,513	2.3
鉄鋼業	28,634	7.4	26,764	7.1
非鉄金属	2,567	0.7	2,733	0.7
金属製品	2,054	0.5	1,973	0.5
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、その他の製造業	2,577	0.7	2,809	0.7
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具	4,339	1.1	4,076	1.1
輸送用機械器具	3,128	0.8	3,292	0.9
電気・ガス・熱供給・水道業	95,572	24.8	93,406	24.8
情報通信業、運輸業	759	0.2	769	0.2
卸売・小売業、飲食店・宿泊業	1,833	0.5	1,915	0.5
医療・福祉	447	0.1	450	0.1
教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業等	1,542	0.4	1,534	0.4
公務	127	0.0	102	0.0
合計	385,988	100.0	376,865	100.0

\*各業種の産業廃棄物排出量は四捨五入して表示しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

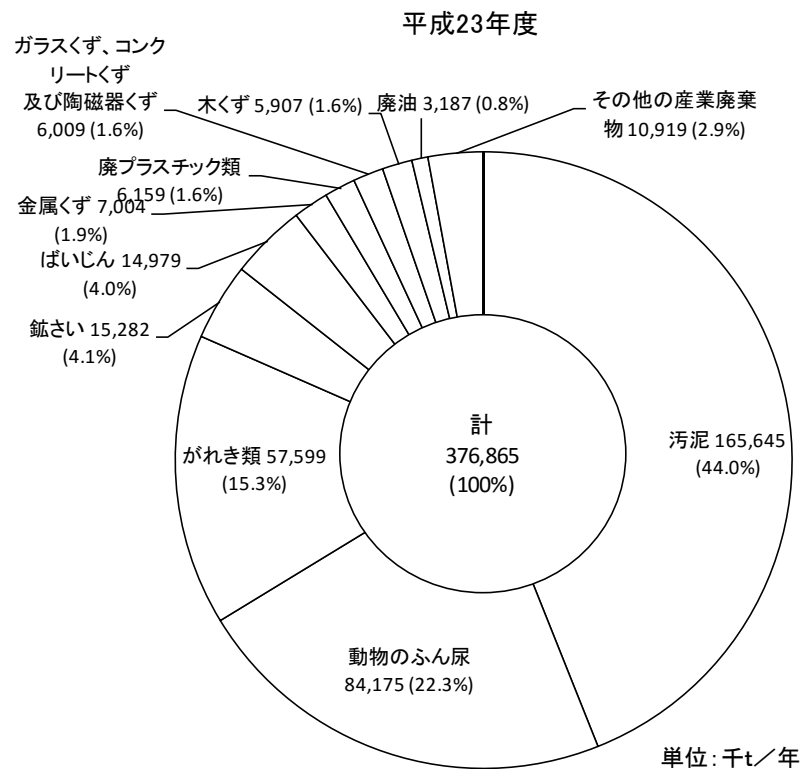
\*日本標準産業分類の改訂に伴う、新旧産業分類で相違する業種区分の対応は以下の通り。

旧産業分類	新産業分類	旧産業分類	新産業分類
(大分類)農業	(大分類)農業・林業	一般機械器具製造業	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、その他の製造業
(大分類)林業		精密機械器具製造業	
繊維工業	その他の製造業		
衣服・その他繊維製品製造業	繊維工業	電気機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
		情報通信機械器具製造業	
		電子部品・デバイス製造業	

\*「教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業等」：物品賃借業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業の各大分類の合計

(2) 産業廃棄物の種類別排出量

産業廃棄物の排出量を種類別にみると、汚泥の排出量が最も多く、約 165,645 千トン（全体の 44.0%）であり、次いで、動物のふん尿が約 84,175 千トン（同 22.3%）、がれき類が約 57,599 千トン（同 15.3%）となっており、この 3 品目で全排出量の約 8 割を占めている（図－Ⅲ・2、表－Ⅲ・3 参照）。



図－Ⅲ・2 産業廃棄物の種類別排出量（平成23年度速報値）

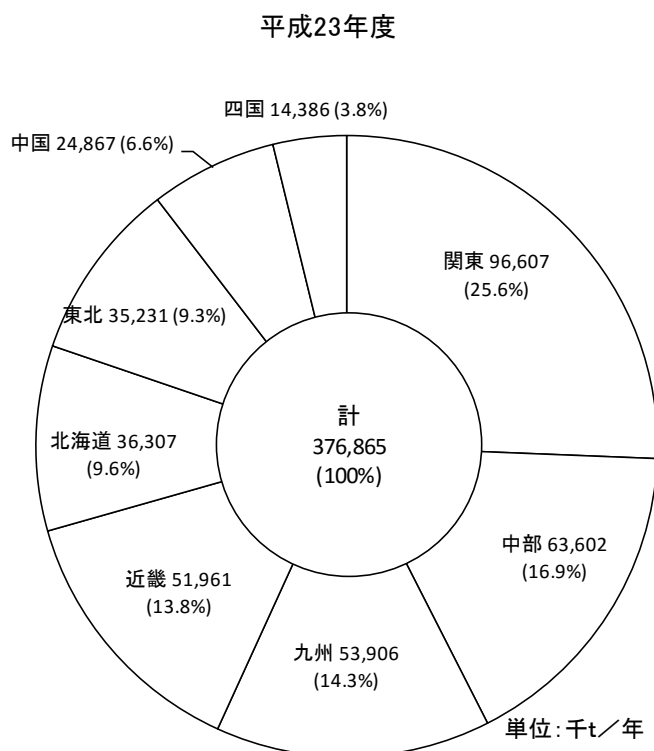
表Ⅲ・3 産業廃棄物の種類別排出量（平成23年度速報値）

種 類	平成22年度（参考）		平成23年度	
	排出量（千t）	割合（％）	排出量（千t）	割合（％）
燃 え 殻	1,835	0.5	1,704	0.5
汚 泥	169,885	44.0	165,645	44.0
廃 油	3,251	0.8	3,187	0.8
廃 酸	2,483	0.6	2,395	0.6
廃 アルカリ	2,563	0.7	2,472	0.7
廃 プラスチック類	6,185	1.6	6,159	1.6
紙 く ず	1,153	0.3	1,119	0.3
木 く ず	6,121	1.6	5,907	1.6
織 維 く ず	79	0.0	75	0.0
動 植 物 性 残 さ	2,902	0.8	2,842	0.8
動 物 系 固 形 不 要 物	126	0.0	125	0.0
ゴ ム く ず	32	0.0	31	0.0
金 属 く ず	7,246	1.9	7,004	1.9
ガラスくず、コンクリートくず 及び 陶 磁 器 く ず	6,031	1.6	6,009	1.6
鋳 さ い	16,006	4.1	15,282	4.1
が れ き 類	58,264	15.1	57,599	15.3
動 物 の ふ ん 尿	84,847	22.0	84,175	22.3
動 物 の 死 体	156	0.0	156	0.0
ば い じ ん	16,823	4.4	14,979	4.0
合 計	385,988	100.0	376,865	100.0

\*各種類の産業廃棄物排出量は四捨五入して表示しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

(3) 産業廃棄物の地域別排出量

産業廃棄物の排出量を地域別にみると、関東地方の排出量が最も多く、96,607千トン（全体の25.6%）であり、次いで、中部地方の約63,602千トン（同16.9%）、九州地方の約53,906千トン（同14.3%）近畿地方の約51,961千トン（同13.8%）の順になっている（図－Ⅲ・3、表－Ⅲ・4参照）。



図－Ⅲ・3 産業廃棄物の地域別排出量（平成23年度速報値）

表－Ⅲ・4 産業廃棄物の地域別排出量（平成23年度速報値）

地域別	平成22年度(参考)		平成23年度	
	排出量(千t)	割合(%)	排出量(千t)	割合(%)
北海道	35,760	9.3	36,307	9.6
東北	37,246	9.6	35,231	9.3
関東	98,803	25.6	96,607	25.6
中部	64,050	16.6	63,602	16.9
近畿	55,334	14.3	51,961	13.8
中国	25,446	6.6	24,867	6.6
四国	14,190	3.7	14,386	3.8
九州	55,160	14.3	53,906	14.3
合計	385,988	100.0	376,865	100.0

\*各地域に属する都府県は次のとおり。

- 関東地域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- 中部地域：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県
- 近畿地域：三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 九州地域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- 東北地域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- 中国地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- 四国地域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

(4) 産業廃棄物の業種別種類別排出量、都道府県別種類別排出量

(1) (2) (3)の詳細な内訳として、業種別種類別排出量を表-Ⅲ・5に、都道府県別種類別排出量を表-Ⅲ・6に示す。

また、これらを算出するために用いた全国共通原単位を表-Ⅲ・7に、各都道府県回答排出量の合計値を表-Ⅲ・8に、回答のあった都道府県及び業種に対応する活動量指標の合計値を表-Ⅲ・9に示す。



表Ⅲ・6 平成23年度速報値 都道府県別・種類別推計排出量

(単位:千t/年)

		燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残渣	動物系固形不棄物	ゴムくず	金属くず	ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ばいじん	合計
1	北海道	227	10,780	36	62	9	227	28	313	1	251	11	1	197	223	45	2,971	19,867	43	1,013	36,307
2	青森県	6	1,262	13	4	4	38	16	58	2	55	2	0	18	69	26	708	2,226	1	24	4,531
3	岩手県	11	752	12	35	8	51	3	62	1	13	1	0	5	47	17	943	3,764	4	102	5,830
4	宮城県	12	4,914	40	15	4	220	26	268	4	62	1	0	72	132	25	2,263	2,015	3	73	10,150
5	秋田県	36	920	21	4	7	31	1	120	1	4	0	0	28	16	156	237	1,030	0	270	2,881
6	山形県	2	1,294	49	12	11	93	10	112	1	33	2	0	44	59	40	761	1,064	3	220	3,808
7	福島県	82	3,196	38	18	66	89	4	97	1	15	1	0	31	176	387	2,099	1,290	1	438	8,029
8	茨城県	36	3,605	151	36	34	147	75	121	1	99	8	1	111	255	622	976	2,993	5	609	9,885
9	栃木県	3	2,985	140	47	23	122	5	146	1	61	1	4	117	161	312	743	2,863	5	56	7,793
10	群馬県	3	1,423	29	8	9	43	1	46	1	68	4	0	30	66	47	386	3,065	6	6	5,241
11	埼玉県	16	7,532	9	5	639	547	78	87	2	73	4	7	76	351	51	2,229	829	2	34	12,571
12	千葉県	42	6,920	281	120	252	302	28	367	2	397	4	0	1,696	297	2,281	2,310	3,105	10	2,212	20,625
13	東京都	8	17,180	43	4	11	274	39	243	4	25	3	0	154	434	17	4,948	53	0	8	23,450
14	神奈川県	8	10,629	199	132	100	310	134	303	11	66	4	1	277	389	210	3,366	419	1	483	17,042
15	新潟県	28	5,280	116	10	15	112	33	175	2	46	2	1	98	94	100	2,119	1,073	2	66	9,372
16	富山県	16	3,074	31	47	8	71	26	74	2	20	0	1	94	47	174	944	223	0	104	4,956
17	石川県	22	1,261	20	7	4	57	12	66	2	10	1	0	62	39	11	766	237	0	247	2,824
18	福井県	45	1,076	44	16	4	158	104	74	1	3	0	0	26	42	6	667	95	0	236	2,599
19	山梨県	0	901	26	17	6	31	18	26	0	24	1	0	28	35	7	421	217	0	0	1,759
20	長野県	2	1,753	33	15	11	85	21	89	1	58	8	0	56	136	86	975	815	4	2	4,151
21	岐阜県	14	1,851	53	304	69	239	21	127	1	25	0	0	62	81	52	926	985	1	5	4,818
22	静岡県	88	7,138	133	39	66	308	68	246	3	94	3	0	63	283	57	2,128	990	1	43	11,754
23	愛知県	229	10,692	300	82	154	423	44	249	6	141	3	3	443	265	690	3,557	2,330	3	1,755	21,369
24	三重県	27	4,546	109	68	184	120	5	129	0	28	1	1	38	369	96	1,149	928	1	77	7,876
25	滋賀県	5	1,938	57	25	121	125	5	106	0	12	1	0	28	103	43	741	272	0	2	3,586
26	京都府	17	2,826	66	14	6	85	25	60	2	64	1	1	59	50	57	601	291	0	428	4,654
27	大阪府	14	8,398	171	177	97	235	25	113	3	56	4	2	246	109	315	2,001	53	0	55	12,073
28	兵庫県	78	9,159	261	117	94	207	52	215	3	250	5	1	1,424	496	3,144	974	1,261	2	1,067	18,812
29	奈良県	0	749	13	7	3	47	6	27	1	8	1	0	21	42	6	186	147	0	0	1,266
30	和歌山県	2	507	36	51	26	22	1	44	0	19	0	0	10	78	1,122	744	136	0	897	3,695
31	鳥取県	2	352	6	0	11	30	2	48	0	11	0	0	13	13	7	330	660	1	29	1,517
32	島根県	53	275	11	3	2	37	4	190	1	5	0	0	23	57	83	600	615	1	246	2,205
33	岡山県	31	3,326	116	33	76	241	10	112	1	25	1	4	169	143	240	575	1,135	1	693	6,934
34	広島県	37	3,261	97	41	21	119	24	232	2	55	1	0	68	108	790	1,156	947	2	667	7,630
35	山口県	177	3,197	111	60	104	100	12	230	1	32	0	1	61	107	197	1,251	403	1	538	6,582
36	徳島県	36	1,036	20	3	3	24	12	16	0	7	3	0	16	28	56	238	699	1	64	2,262
37	香川県	8	649	9	10	6	109	6	49	1	26	2	0	15	36	13	943	723	1	8	2,613
38	愛媛県	57	5,543	31	12	5	95	9	163	1	36	1	0	62	34	23	613	966	3	395	8,049
39	高知県	76	230	5	2	0	26	5	58	2	7	0	0	28	35	2	745	231	1	9	1,462
40	福岡県	25	4,532	60	78	56	176	60	137	1	55	3	0	665	214	3,413	2,802	904	2	526	13,710
41	佐賀県	1	1,859	15	10	6	48	17	44	1	47	1	0	48	36	24	346	996	1	11	3,510
42	長崎県	57	879	14	6	9	51	3	38	0	20	10	0	33	38	18	565	1,645	4	580	3,969
43	熊本県	20	2,020	66	70	73	79	13	72	0	35	2	0	39	64	20	849	3,021	8	347	6,798
44	大分県	11	1,254	25	26	21	78	6	107	0	53	1	1	58	38	11	973	1,341	4	51	4,058
45	宮崎県	11	770	37	225	18	43	5	78	0	32	5	0	22	45	32	392	5,685	12	44	7,458
46	鹿児島県	15	893	22	317	12	57	5	130	1	209	15	0	58	39	118	794	8,035	14	86	10,820
47	沖縄県	9	1,029	13	0	0	28	10	40	2	104	1	0	13	27	31	584	1,535	2	153	3,582
	全国	1,704	165,645	3,187	2,395	2,472	6,159	1,119	5,907	75	2,842	125	31	7,004	6,009	15,282	57,599	84,175	156	14,979	376,865









### 3. 産業廃棄物処理量の推計結果

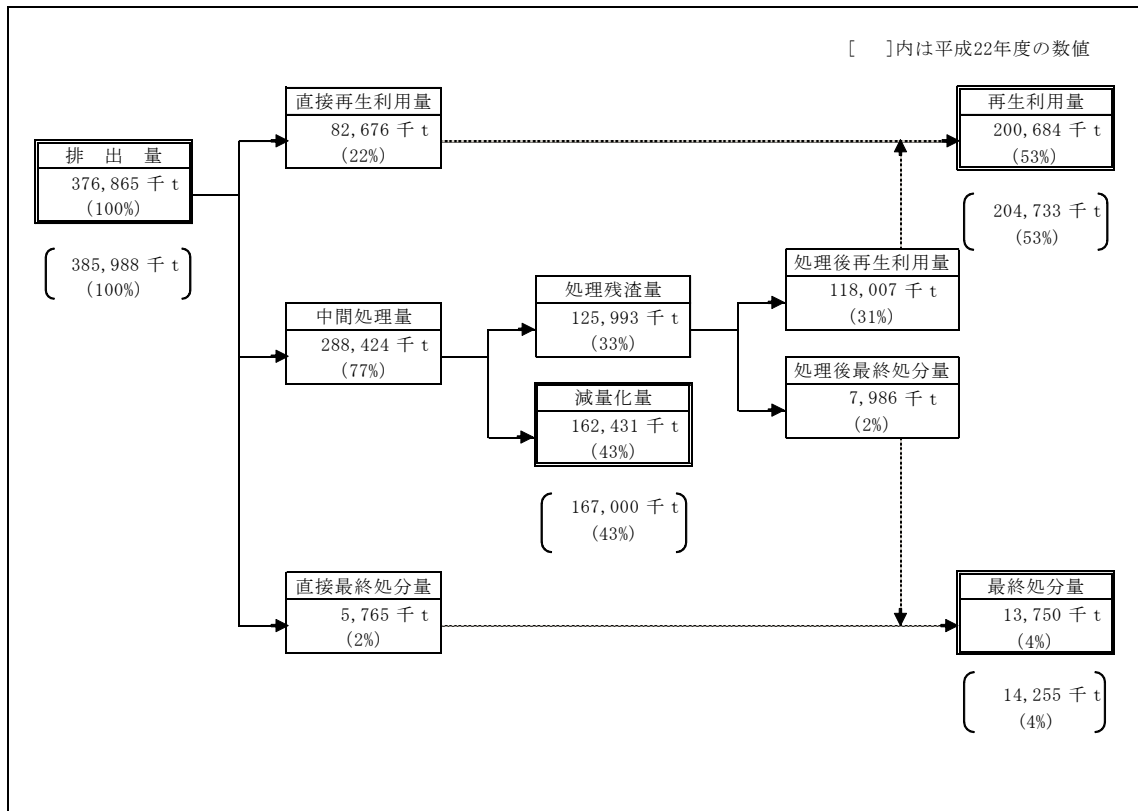
#### 3-1 産業廃棄物の処理状況

平成23年度の産業廃棄物の処理状況について、産業廃棄物全体のものを図-III・4に、また産業廃棄物種類別のものを表-III・10に示す。

総排出量約376,865千トンのうち、中間処理されたものは約288,424千トン(全体の77%)、直接再生利用されたものは約82,676千トン(同22%)、直接最終処分されたものは、約5,765千トン(同2%)となった。

また、中間処理された産業廃棄物約288,424千トンは、約125,993千トンまで減量化され、再生利用(約118,007千トン)または最終処分(約7,986千トン)された。

合計では、排出された産業廃棄物全体の53%にあたる約200,684千トンが再生利用され、4%にあたる約13,750千トンが最終処分された。



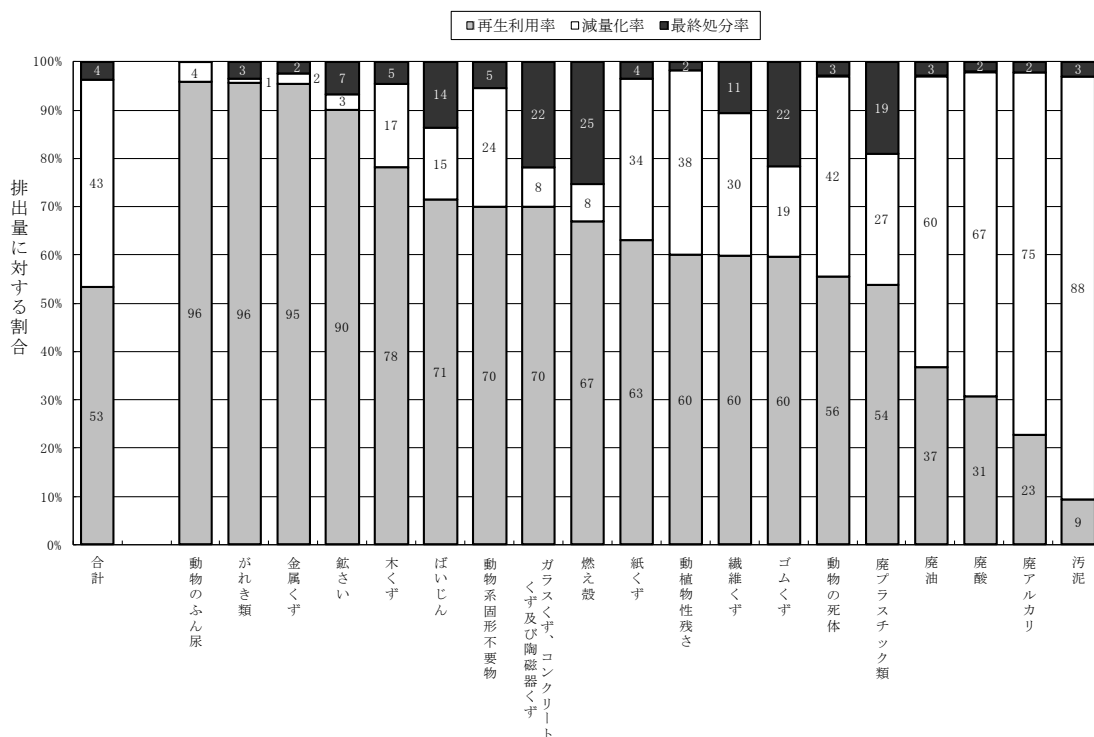
\*各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

図-III・4 産業廃棄物の処理状況 (平成23年度速報値)

産業廃棄物の種類別の処理状況を図－Ⅲ・５に示す。

再生利用率が高い廃棄物は、動物のふん尿、がれき類（いずれも96%）、金属くず（95%）、鉍さい（90%）等であり、再生利用率が低い廃棄物は、汚泥（9%）、廃アルカリ（23%）、廃酸（30%）、廃油（37%）等であった。

また、最終処分率が高い廃棄物は、燃え殻（25%）、ゴムくず（22%）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（22%）等であった。



図－Ⅲ・５ 産業廃棄物の種類別の処理状況（平成23年度速報値）

表一Ⅲ・10 平成23年度速報値 産業廃棄物排出・処理状況一覧表

(単位：1000 t)

	排出量 (A)	直接再生 利用量 (B)	直接 最終処分量 (C)	中 間 処 理				再生 利用量計 (B)+(F)	減量化量 (D)-(E)	最終処分量計 (C)+(G)
				中間処理量 (D)	処理残渣量 (E)	再生利用量 (F)	最終処分 (G)			
燃 え 殻	1,704	71	376	1,258	1,124	1,069	55	1,140	134	431
構成比		4	22	74	66	63	3	67	8	25
汚 泥	165,645	1,705	1,269	162,671	17,349	13,640	3,709	15,346	145,322	4,978
構成比		1	1	98	10	8	2	9	88	3
廃 油	3,187	129	4	3,053	1,128	1,039	89	1,168	1,926	94
構成比		4	0	96	35	33	3	37	60	3
廃 酸	2,395	16	2	2,377	766	718	47	734	1,611	50
構成比		1	0	99	32	30	2	31	67	2
廃 アルカリ	2,472	34	3	2,435	578	526	52	560	1,857	55
構成比		1	0	99	23	21	2	23	75	2
廃 プラスチック類	6,159	92	290	5,777	4,108	3,222	886	3,314	1,669	1,176
構成比		2	5	94	67	52	14	54	27	19
紙 く ず	1,119	79	4	1,036	661	625	36	704	375	39
構成比		7	0	93	59	56	3	63	34	4
木 く ず	5,907	47	37	5,824	4,801	4,567	234	4,614	1,023	271
構成比		1	1	99	81	77	4	78	17	5
織 維 く ず	75	1	2	72	50	43	6	45	22	8
構成比		2	3	96	66	58	8	60	30	11
動植物性残さ	2,842	216	10	2,615	1,532	1,492	40	1,708	1,083	50
構成比		8	0	92	54	53	1	60	38	2
動物系固形不要物	125	1	2	121	90	86	5	87	31	7
構成比		1	2	97	73	69	4	70	24	5
ゴ ム く ず	31	1	2	28	22	17	5	18	6	7
構成比		3	5	92	73	57	16	60	19	22
金 属 く ず	7,004	3,041	39	3,924	3,771	3,646	125	6,687	153	164
構成比		43	1	56	54	52	2	95	2	2
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	6,009	199	477	5,333	4,835	3,999	836	4,198	498	1,313
構成比		3	8	89	80	67	14	70	8	22
鋳 さ い	15,282	2,836	673	11,773	11,284	10,936	348	13,772	489	1,021
構成比		19	4	77	74	72	2	90	3	7
が れ き 類	57,599	742	887	55,970	55,454	54,328	1,126	55,071	516	2,013
構成比		1	2	97	96	94	2	96	1	3
動物のふん尿	84,175	71,665	2	12,509	9,113	9,078	34	80,743	3,396	36
構成比		85	0	15	11	11	0	96	4	0
動物の死体	156	13	2	142	77	74	3	87	65	5
構成比		8	1	91	49	47	2	56	42	3
ば い じ ん	14,979	1,788	1,684	11,507	9,250	8,900	350	10,688	2,257	2,034
構成比		12	11	77	62	59	2	71	15	14
合 計	376,865	82,676	5,765	288,424	125,993	118,007	7,986	200,684	162,431	13,750
構成比		21.9	1.5	76.5	33.4	31.3	2.1	53.3	43.1	3.6

\*各廃棄物の産業廃棄物排出量は、四捨五入してあるため合算した値は合計値と異なる。

### 3-2 産業廃棄物の再生利用量、減量化量、最終処分量

#### (1) 再生利用量

産業廃棄物の再生利用量は、図-III・4に示したように、排出量約376,865千トンのうち約200,684千トン（全体の53%）であった。

種類別にみると、図-III・6に示すように、再生利用率の高い廃棄物は、動物のふん尿の96%（約80,743千トン）、金属くずの96%（約6,687千トン）、がれき類の95%（約55,071千トン）であった。一方、再生利用率の低い廃棄物は、汚泥の9%（約15,346千トン）、廃アルカリの23%（約560千トン）、廃酸の31%（約734千トン）であった。

また、量的にみると、図-III・7に示すように、動物のふん尿の約80,743千トン（全体の40%）、がれき類の約55,071千トン（同28%）、汚泥の約15,346千トン（同8%）が多く、これら3種で再生利用量全体のおよそ7割を占めた。

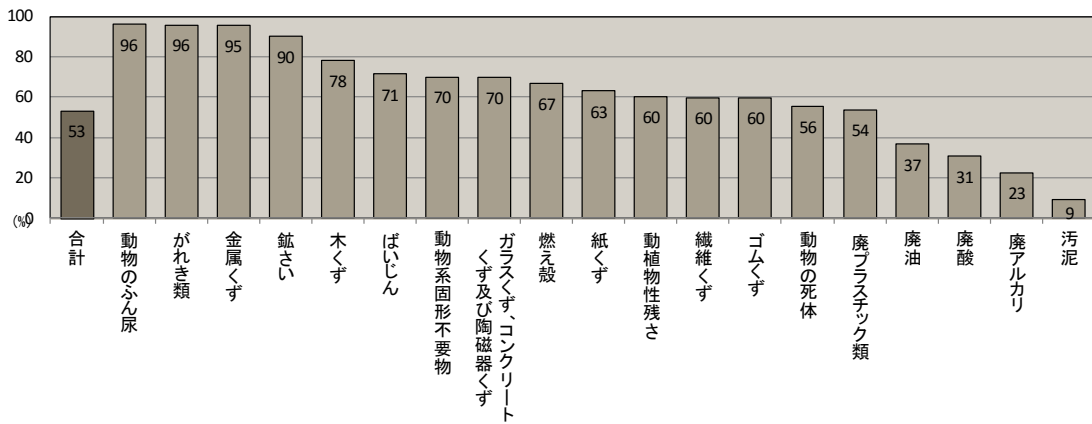
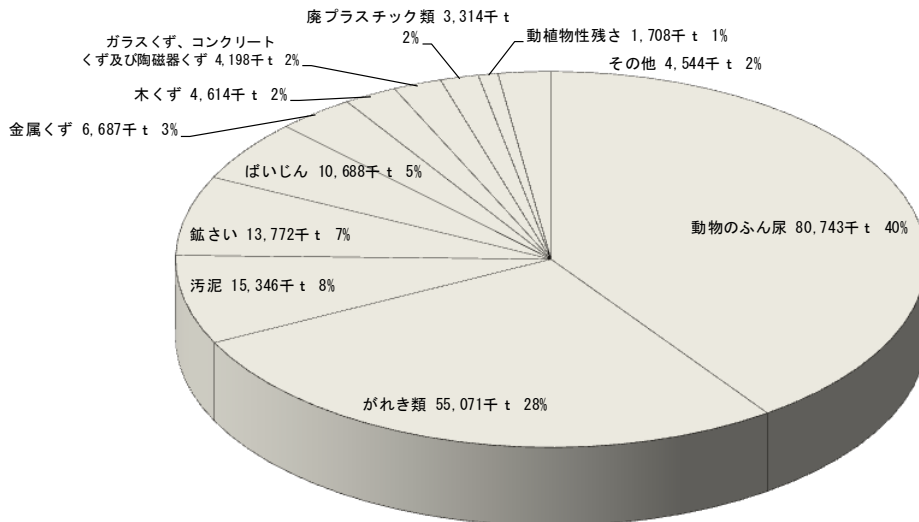


図-III・6 産業廃棄物の種類別再生利用率（平成23年度速報値）



四捨五入のため、構成比は100%にならないことがある。また、廃棄物合計量も他表の数字等とずれを生じることがある

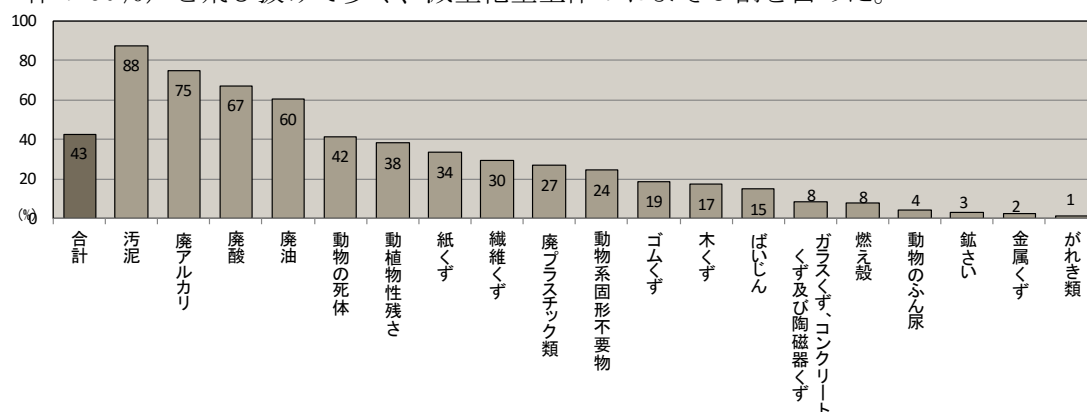
図-III・7 産業廃棄物の再生利用量の種類別内訳（平成23年度速報値）

## (2) 減量化量

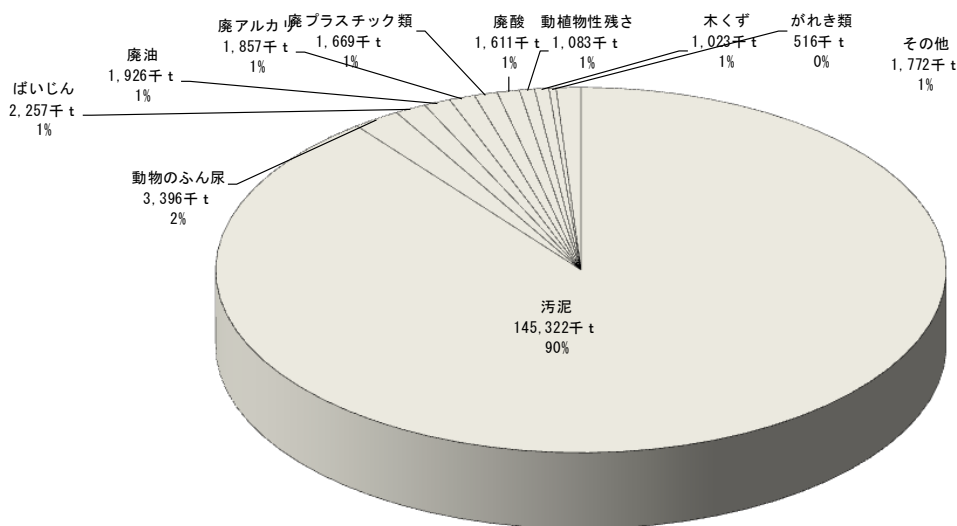
産業廃棄物の減量化量は、図一Ⅲ・4に示したように、排出量約376,865千トンのうち約162,431千トン（全体の43%）であった。

種類別にみると、図一Ⅲ・8に示すように、減量化率の最も高い廃棄物は、汚泥の88%（約145,322千トン）、廃アルカリの75%（約1,857千トン）、次いで廃酸の67%（約1,611千トン）であった。一方、減量化率の低い廃棄物は、がれき類の1%（約516千トン）、また、その他の廃棄物のうち金属くずの2%（約153千トン）、鉱さいの3%（約489千トン）であった。

また、量的にみると、図一Ⅲ・9に示すように汚泥の減量化量が約145,322千トン（全体の90%）と飛び抜けて多く、減量化量全体のおよそ9割を占めた。



図一Ⅲ・8 産業廃棄物の種類別減量化率（平成23年度速報値）



四捨五入のため、構成比は100%にならないことがある。また、廃棄物合計量も他表の数字等とずれを生じることがある

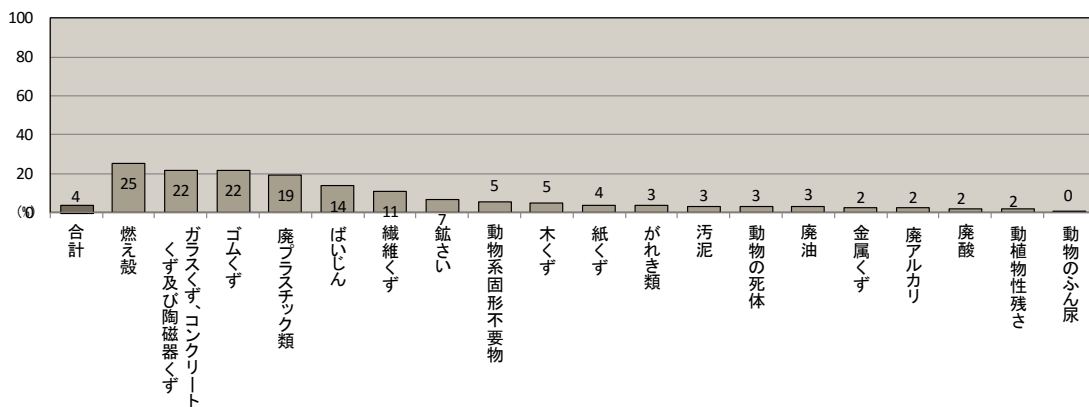
図一Ⅲ・9 産業廃棄物の減量化量の種類別内訳（平成23年度速報値）

### (3) 最終処分量

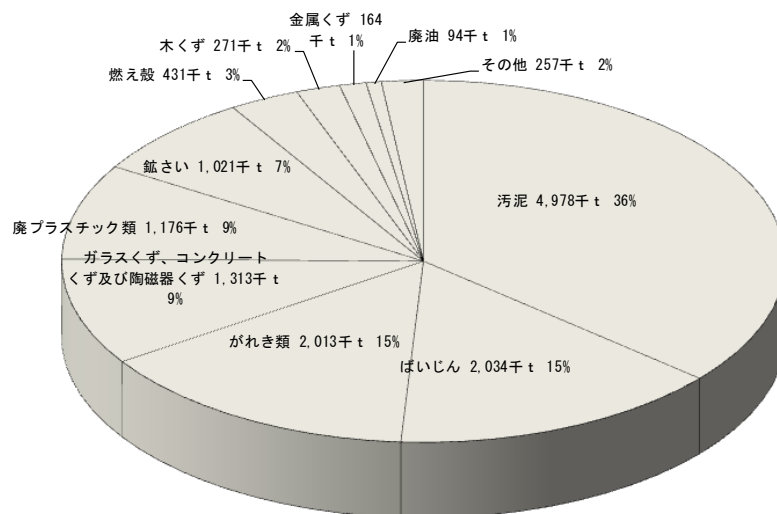
産業廃棄物の最終処分量は、図－Ⅲ・4に示したように、排出量約376,865千トンのうち約13,750千トン（全体の4%）であった。

種類別にみると、図－Ⅲ・10に示すように、最終処分率の高い廃棄物は、燃え殻の25%（約431千トン）、次いでガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの22%（約1,313千トン）、ゴムくずの22%（約7千トン）であった。一方、最終処分率の低い廃棄物は、動物のふん尿の0%（約36千トン）、動植物性残さの2%（約50千トン）、廃酸及び廃アルカリの2%（約50千トン及び約55千トン）であった。

また、量的にみると、図－Ⅲ・11に示すように、汚泥約4,978千トン（全体の36%）、ばいじん約2,034千トン（同15%）、がれき類約2,013千トン（同15%）が多く、これら3種で最終処分量全体のおよそ7割を占めた。



図－Ⅲ・10 産業廃棄物の種類別最終処分率（平成23年度速報値）



四捨五入のため、構成比は100%にならないことがある。また、廃棄物合計量も他表の数字等とずれを生じることがある

図－Ⅲ・11 産業廃棄物の最終処分量の種類別内訳（平成23年度速報値）

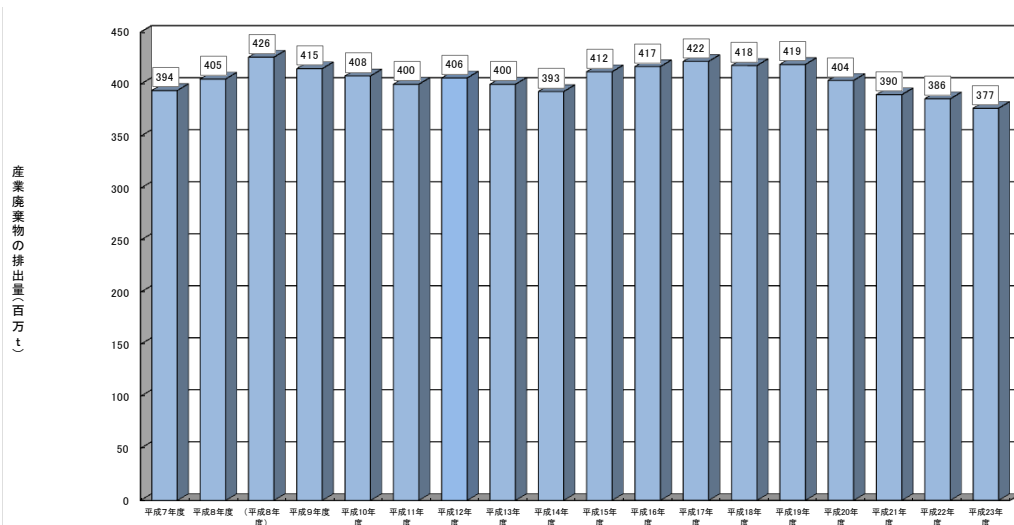


#### IV. まとめ

推計された排出量及び処理・処分状況について、過去の調査結果（平成 22 年度調査及びそれ以前）との比較を行った。

##### 1. 産業廃棄物排出量の変化

全国の産業廃棄物の排出量の推移を図一Ⅳ・1 に示す。平成 23 年度における全国の産業廃棄物の総排出量は約 3 億 77 百万トンであり、前回の調査結果から約 9 百万トン減少した。



平成 8 年度より排出量の推計方法が一部変更されている。平成 8 年度及びそれ以降の排出量は、「廃棄物の減量化の目標量※」（平成 11 年 9 月 28 日政府決定）と同じ前提条件で算出されている。

※ ダイオキシン対策基本方針（ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）に基づく政府の設定値

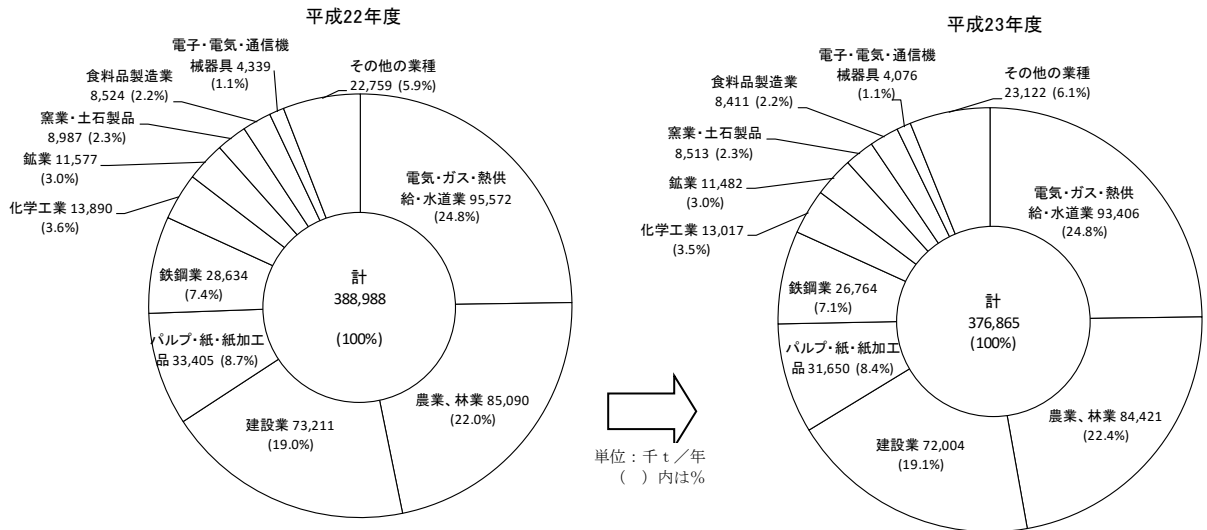
図一Ⅳ・1 産業廃棄物排出量の推移（平成 2 3 年度速報値）

## 1-1 産業廃棄物の業種別排出量

産業廃棄物の業種別排出量について、前年度との比較を図-IV・2に示す。

排出量が多い業種のうち、上位6業種までは平成22年度（前回調査結果）とほぼ同様の結果となっている。

個別の業種別排出量について増減をみると、電気・ガス・熱供給・水道業は約2,166千トン、鉄鋼業は約1,870千トン、パルプ・紙・紙加工品製造業は約1,755千トン、建設業は約1,206千トン減少した。



\*各業種の産業廃棄物排出量は、四捨五入してあるため合算した値は合計値と異なる。

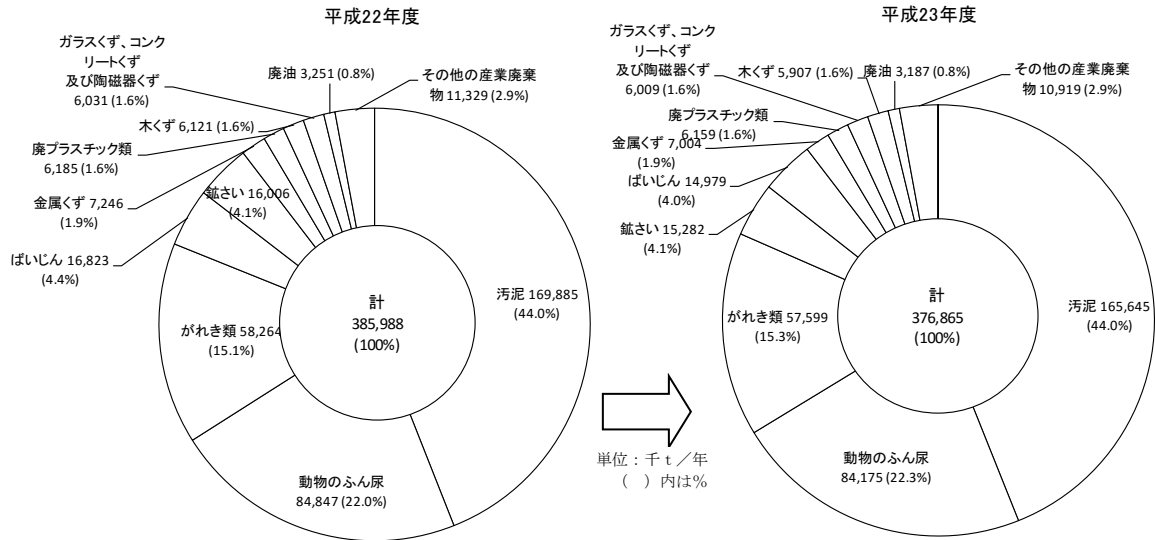
図-IV・2 産業廃棄物の業種別排出量の推移（平成23年度速報値）

## 1-2 産業廃棄物の種類別排出量

産業廃棄物の種類別排出量について、前年度との比較を図-IV・3に示す。

排出量が多い廃棄物のうち、上位3種までは平成22年度（前回調査結果）とほぼ同様の結果となっている。

個別の種類別排出量について増減をみると、汚泥は約4,239千トン、ばいじんは約1,844千トン、動物のふん尿は約672千トン、がれき類は約665千トン減少した。



\*各業種の産業廃棄物排出量は、四捨五入してあるため合算した値は合計値と異なる。

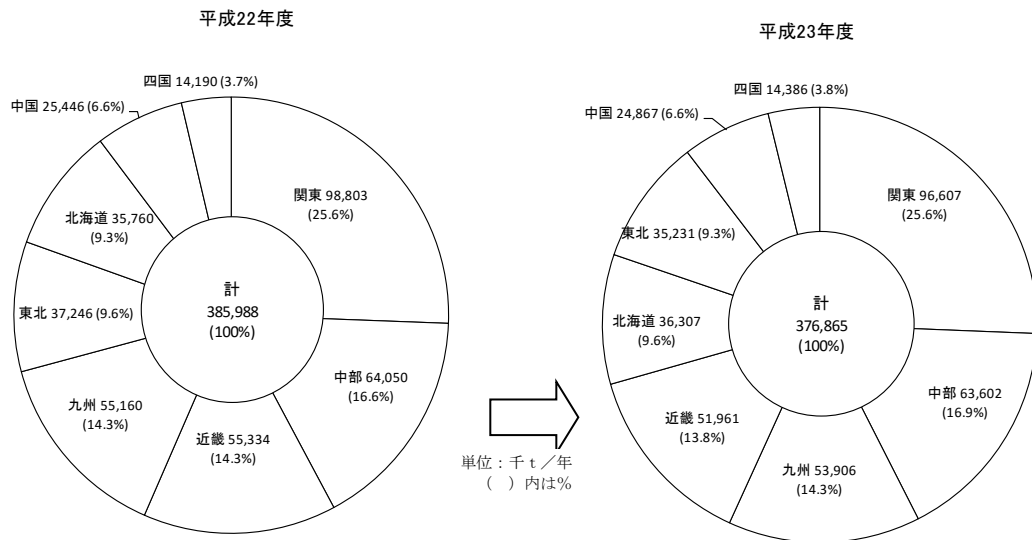
図-IV・3 産業廃棄物の種類別排出量の推移（平成23年度速報値）

### 1-3 産業廃棄物の地域別排出量

産業廃棄物の地域別排出量について、前年度との比較を図-IV・4に示す。

地域別の排出量では、平成22年度（前回調査結果）と比べて九州と近畿の順位が入れ替わっている。

個別の地域別排出量について主な増減量を見ると、近畿は約3,373千トン、関東は約2,196千トン、東北は約2,015千トン、九州は約1,254千トン減少した。



各業種の産業廃棄物排出量は、四捨五入してあるため合算した値は合計値と異なる。

図-IV・4 産業廃棄物の地域別排出量の推移（平成23年度速報値）

## 2. 産業廃棄物の処理状況の変化

### 2-1 直接再生利用量、中間処理量、直接最終処分量の推移

直接再生利用量、中間処理量、直接最終処分量の推移を図-IV・5に示す。直接最終処分量は平成21年度まで減少傾向にあったが、平成22年度以降は減少傾向は弱まっている。

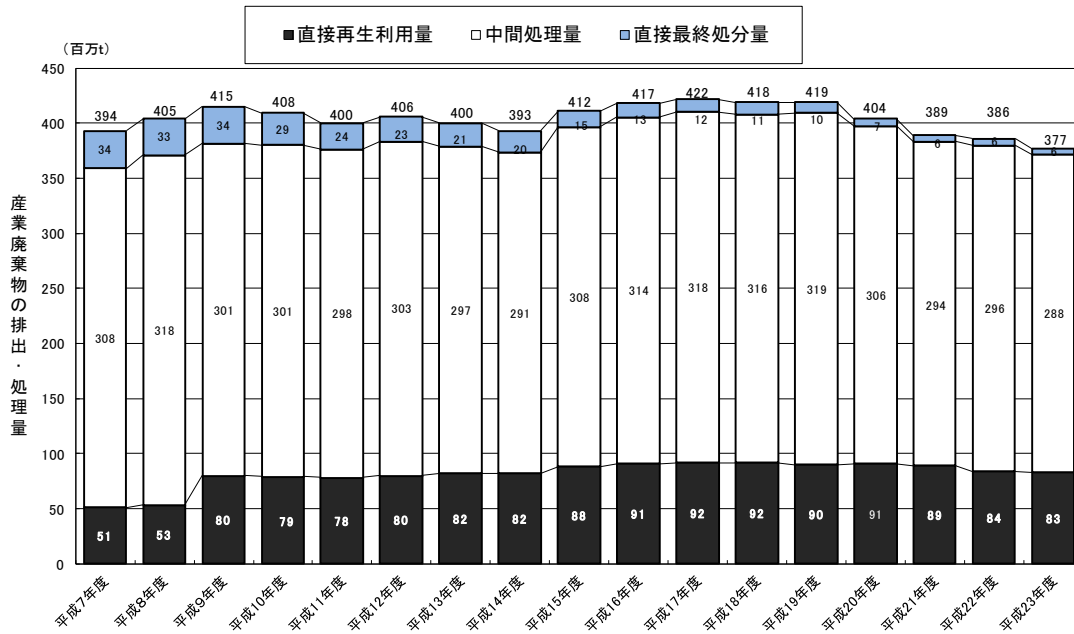
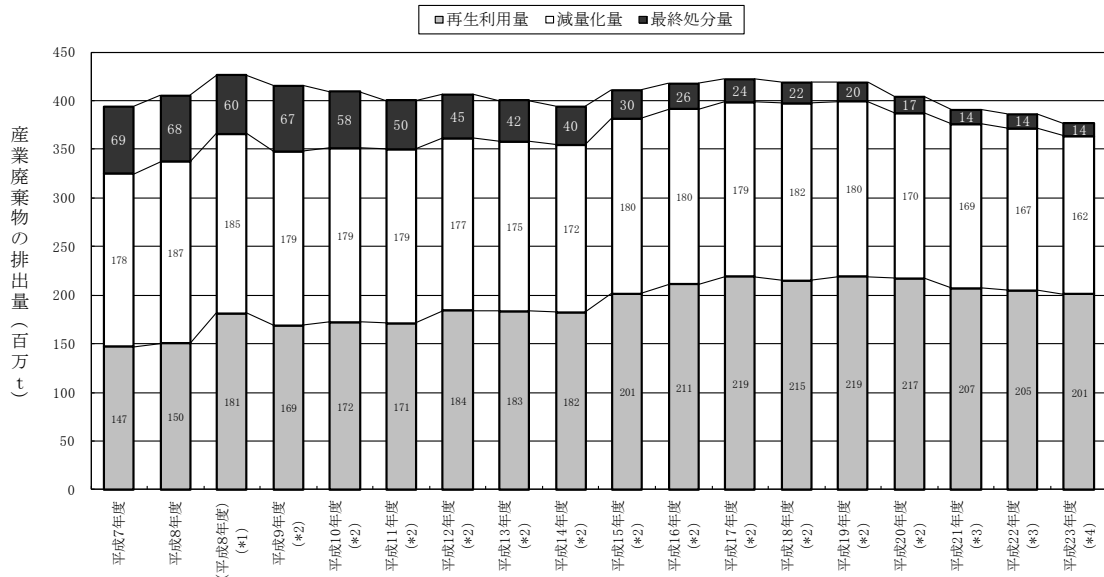


図-IV・5 産業廃棄物の直接再生利用量、中間処理量、直接最終処分量の推移  
(平成23年度速報値)

## 2-2 再生利用量、減量化量、最終処分量の推移

再生利用量、減量化量、最終処分量の推移を図-IV・6に示す。再生利用量が増加し、最終処分量が減少する傾向は平成22年度（前回調査結果）まで継続していたが、平成22年度以降は減少傾向は弱まっている。



平成8年度より排出量の推計方法が一部変更されている。平成8年度及びそれ以降の排出量は、「廃棄物の減量化の目標量※」(平成11年9月28日政府決定)と同じ前提条件で算出されている。  
 ※ ダイオキシン対策基本方針(ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)に基づく政府の設定値

図-IV・6 産業廃棄物の再生利用量、減量化量、最終処分量の推移(平成23年度速報値)

資料編





## I. 産業廃棄物排出・処理状況調査アンケート調査票及び記入要領



# 産業廃棄物排出・処理状況調査（平成 22 年度実績(確定値)・平成 23 年度実績(速報値)）調査票記入要領

## 1.調査の概要

本調査は、平成 22 年度実績(確定値)及び平成 23 年度実績(速報値)の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の排出及び処理状況を、都道府県別・業種別・廃棄物種類別に調査するものである。

なお、調査結果は、環境省及び都道府県・政令市が産業廃棄物処理行政を推進するための基礎資料として活用するものとする。

## 2.調査対象

調査は域内の産業廃棄物の排出・処理状況について、平成 22 年度実績調査又は平成 23 年度実績調査を実施した都道府県を対象とする。

## 3.調査票の構成

平成 22 年度実績(確定値)調査、平成 23 年度実績(速報値)調査ともに、調査票はⅠからⅢの 3 種類 8 枚で構成され、各調査票の内容は次の通りである。

### (1) 調査状況票（4 枚：調査票 Ⅰ－1～Ⅰ－4）

各都道府県で実施した既往の産業廃棄物調査の内容を調査するものである。  
調査項目は、調査時期、調査方法、対象事業所数などである。

### (2) 産業廃棄物業種別・種類別排出量調査票（2 枚：調査票 Ⅱ－1、Ⅱ－2）

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（産業廃棄物全体の内数）の業種別・種類別の排出量を調査するものである。

業種分類は、日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改訂）の中分類（一部小分類）以上を対象としている（念のため、平成 14 年版産業分類に準拠した調査票も添付している）。

（別表－1 参照）

### (3) 産業廃棄物種類別排出・処理状況調査票（2 枚：調査票 Ⅲ－1、Ⅲ－2）

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（産業廃棄物全体の内数）の種類別の排出処理状況を調査するものである。

排出処理状況は産業廃棄物排出・処理フローに基づくものである。

（別表－2、フロー図参照）

## 4. 記入要領

### (1) 調査状況（調査票Ⅰ－1）

調査時期、調査方法、対象業種数などを記入する。

また、貴都道府県で実施された「調査報告書」を別途送付すること。

#### 1)連絡先及び担当者

調査結果等の問い合わせ先について、担当部課、電話番号・FAX、担当者及び記入者名を記入する。

#### 2)調査実施概況

平成 22 年度の調査時期及び調査機関名を記入する。

また、各都道府県で自ら行った場合は担当部課名を記入する。

## (2) 調査方法 ( 調査票 I - 2、3 )

- (2) 及び (4) について、排出状況及び処理状況の調査方法を、別表-3の調査方法コードの中から該当する調査方法を選びコード番号で記入する。未調査の場合は、「-」を記入する。(複数選択可)  
「その他」の場合は、コード番号「15」を記入し、続けて具体的な方法または名称を記入する。  
調査方法にコメントが必要な場合は、備考欄に記入する。
- (3) 及び (5) について、排出量及び処理量の算出方法を記入する。記入スペースが足りない場合は、シートを追加し記入する。なお、算出方法が記載されている資料を添付することも可とする。その場合は、当該算出方法をどの産業分類またはフロー図の項目について用いたかを明記する。

## (3) 調査実施状況一覧 ( 調査票 I - 4 )

下記の項目について可能な範囲で業種毎に該当欄に記入する。

- (1)調査対象事業所数 : 調査対象業種における総事業所数
- (2)抽出事業所数 : 調査対象事業所数から実際の調査対象(調査票を送付する等の対象)として抽出した事業所数
- (3)回収事業所数 : 調査回答を回収した事業所数
- (4)有効回答数 : 調査回答のうち集計に有効であった事業所数
- (5)集計活動量指標 : 集計対象とした事業所における活動量の合計値
- (6)母集団活動量指標 : 調査対象事業所における活動量の合計値
- (7)集計廃棄物量 : 集計対象とした事業所における産業廃棄物量の合計値
- (8)推計廃棄物量 : 推計によって算出した産業廃棄物量の合計値
- (9)使用した活動量指標の名称(資料調査の場合は資料名)
- (10)活動量指標の単位

なお、廃棄物量の単位はトン/年とし、1トン未満は四捨五入する。

## (4) 産業廃棄物業種別・種類別排出量調査票 ( 調査票 II - 1、2 )

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)及び特別管理産業廃棄物(産業廃棄物全体の内数)の業種別・種類別の排出量を、該当欄に記入する。回答欄のうち、網掛け箇所は記入しない。

特別管理産業廃棄物については、貴都道府県で実施された調査において調査対象とされた種類のみで可とする。

また、調査対象業種が中小分類の項目は中小分類で回答をお願いするが、取りまとめ上、大分類のみの場合は、大分類の欄に記入すること。

なお、単位はトン/年とし、1トン未満は四捨五入する。

排出量が0(ゼロ)の場合は『0』と明記し、未調査による不明箇所は空欄にする。

## (5) 産業廃棄物種類別排出・処理状況調査票 ( 調査票 III - 1、2 )

産業廃棄物実態調査等の集計による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)及び特別管理産業廃棄物(産業廃棄物全体の内数)の種類別処理処分量を該当欄に記入する。

フロー図を参照して(4)と同要領で記入する。

産業廃棄物は発生から最終処分まで種類が変わらないものとして記入する。

また、処理区分はフロー図のとおりで回答をお願いするが、取りまとめ上、処理区分が自己処理、委託処理の区別がない合計量を計上している場合は、調査票右端にある所定の欄に記入すること。

また、フロー図の処理状況が適用できない場合は、貴都道府県における独自の処理状況を添付する。

別表－１ 調査対象業種の区分（平成19年度改訂の日本標準産業分類による）

大分類	中分類	小分類	細分類	
(A)農業，林業	(A01)農業	(A011)耕種農業		
		(A012)畜産農業		
(B)漁業	(B02)林業			
	(B03)漁業			
(C)鉱業，採石業，砂利採取業【鉱業】	(C)鉱業，採石業，砂利採取業			
(D)建設業	(D)建設業			
(E)製造業	(E09)食料品製造業			
	(E10)飲料・たばこ・飼料製造業			
	(E11)繊維工業			
	(E12)木材・木製品製造業			
	(E13)家具・装備品製造業			
	(E14)パルプ・紙・紙加工品製造業			
	(E15)印刷・同関連業			
	(E16)化学工業			
	(E17)石油製品・石炭製品製造業			
	(E18)プラスチック製品製造業			
	(E19)ゴム製品製造業			
	(E20)なめし革・同製品・毛皮製造業			
	(E21)窯業・土石製品製造業			
	(E22)鉄鋼業			
	(E23)非鉄金属製造業			
	(E24)金属製品製造業			
	(E25)はん用機械器具製造業			
	(E26)生産用機械器具製造業			
	(E27)業務用機械器具製造業			
	(E28)電子部品・デバイス・電子回路製造業			
(E29)電気機械器具製造業				
(E30)情報通信機械器具製造業				
(E31)輸送用機械器具製造業				
(E32)その他の製造業				
(F)電気・ガス・熱供給・水道業 【電気・水道業】	(F33)電気業			
	(F34)ガス業			
	(F35)熱供給業			
	(F36)水道業	(F361)上水道業	(F363)下水道業	
(G)情報通信業	(G37)通信業			
	(G38)放送業			
	(G39)情報サービス業			
	(G40)インターネット付随サービス業			
	(G41)映像・音声・文字情報制作業			
(H)運輸業，郵便業【運輸業】	(H42)鉄道業			
	(H43)道路旅客運送業			
	(H44)道路貨物運送業			
(I)卸売業，小売業 【卸・小売業】	(I50)各種商品卸売業			
	(I53)建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	(I531)建築材料卸売業	(I5311)木材・竹材卸売業	
	(I56)各種商品小売業			
	(I59)機械器具小売業	(I591)自動車小売業	(I593)機械器具小売業	
	(I60)その他の小売業	(I601)家具・建具・畳小売業		
		(I602)じゅう器小売業		
(I605)燃料小売業				
(K)不動産業，物品賃貸業【不動産業】	(K70)物品賃貸業			
(L)学術研究，専門・技術サービス業 【学術研究】	(L71)学術・開発研究機関			
	(L74)技術サービス業	(L746)写真業		
(M)宿泊業，飲食サービス業【宿泊・飲食】	(M76)飲食店			
(N)生活関連サービス業，娯楽業【生活関連】	(N78)洗濯・理容・美容・浴場業	(N781)洗濯業		
(O)教育，学習支援業	(O)教育，学習支援業			
(P)医療，福祉【医療・福祉】	(P83)医療業			
(Q)複合サービス事業	(Q)複合サービス事業			
(R)サービス業（他に分類されないもの） 【サービス業】	(R89)自動車整備業	(R891)自動車整備業		
	(R95)その他のサービス業	(R952)と畜業		
(S)公務（他に分類されるものを除く）【公務】	(S)公務			

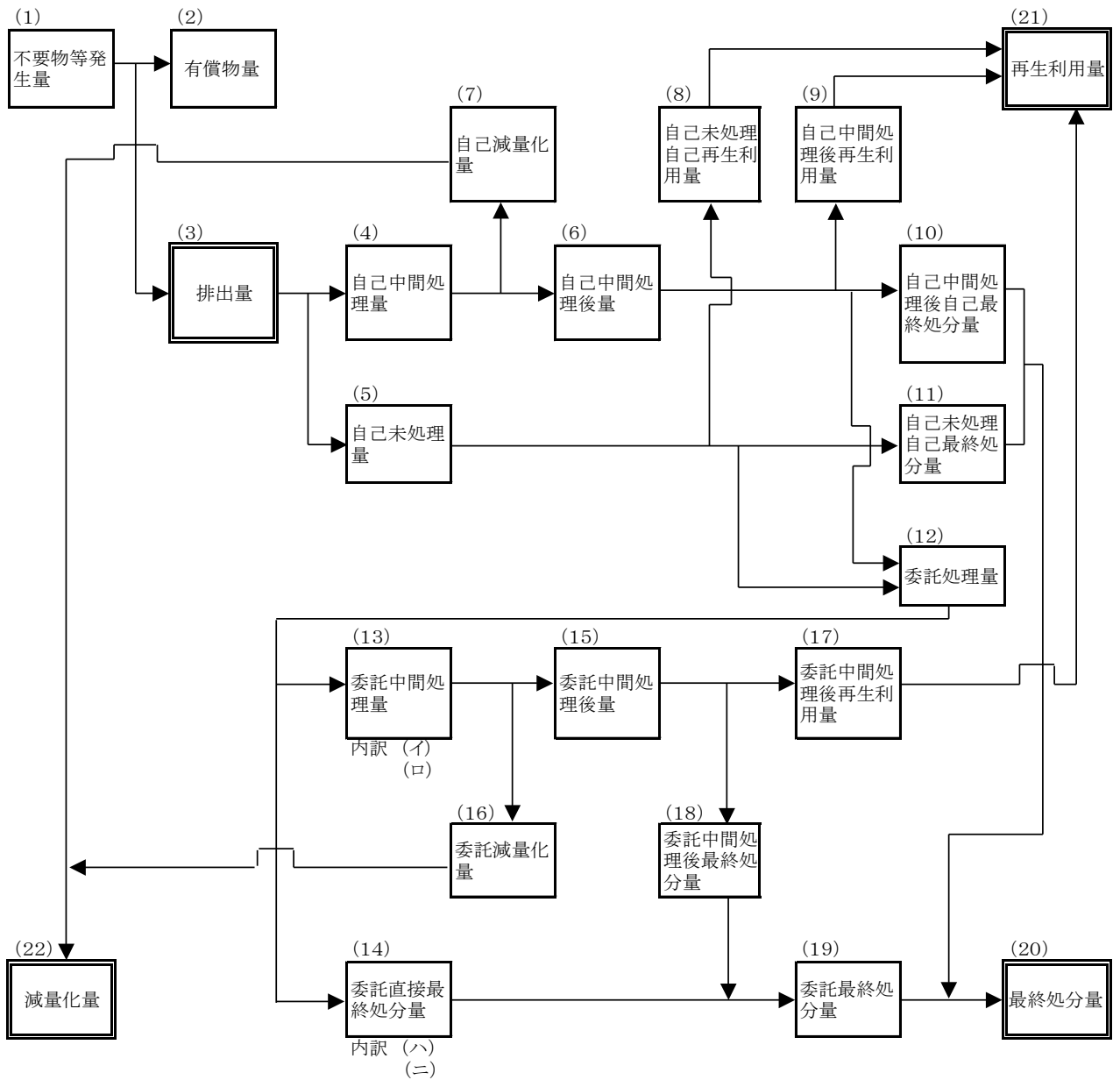
注)表中の（ ）は、日本標準産業分類の分類番号を、【 】は、略称を示す。

別表－２ 用語の定義

項目		流れ図 No	定義
不要物等発生量		(1)	事業場内等で生じた産業廃棄物量(*1)及び有償物量
有償物量		(2)	(1)の発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量
排出量		(3)	(1)の発生量のうち、(2)の有償物量を除いた量
自己 処理	自己中間処理量	(4)	(3)の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量
	自己未処理量	(5)	(3)の排出量のうち、自己中間処理されなかった量
	自己中間処理後量	(6)	(4)で中間処理された後の廃棄物量
	自己減量化量	(7)	(4)の自己中間処理量から(6)の自己中間処理後量を差し引いた量
	自己未処理自己再生利用量	(8)	(5)の自己未処理量のうち、他者に有償売却できないものを自ら利用(*2)した量
	自己中間処理後再生利用量	(9)	(6)の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量
	自己中間処理後自己最終処分量	(10)	(6)の自己中間処理後量のうち、自己の埋立地に処分した量
	自己未処理自己最終処分量	(11)	(5)の自己未処理量のうち、自己の埋立地に処分した量
委託 処理	委託処理量	(12)	(6)の自己中間処理後量及び(5)の自己未処理量のうち中間処理及び最終処分を委託した量
	委託中間処理量	(13)	(12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
	委託直接最終処分量	(14)	(12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量
	委託中間処理後量	(15)	(13)で中間処理された後の廃棄物量
	委託減量化量	(16)	(13)の委託中間処理量から(15)の委託中間処理後量を差し引いた量
	委託中間処理後再生利用量	(17)	(15)の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量
	委託中間処理後最終処分量	(18)	(15)の委託中間処理後量のうち、最終処分された量
	委託最終処分量	(19)	処理業者等で最終処分された量
最終処分量		(20)	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計
再生利用量		(21)	排出事業者、処理業者等で再生利用された量
減量化量		(22)	排出事業者又は、処理業者等の中間処理により減量された量

(\*1)建設業以外からのがれき類の排出は事業者が自ら解体した場合に限られ、建設工事等における排出事業者には、原則として元請け業者が該当する。

(\*2)「自ら利用」：排出者が自己の生産工程へ投入して原材料として使用する場合は「自ら利用」に該当する。なお、抜根の森林への自然還元についても「自ら利用」に該当する。



注) (イ); (5)のうち委託中間処理された量  
 (ロ); (6)のうち        "  
 (ハ); (5)のうち委託最終処分された量  
 (ニ); (6)のうち        "

排出量及び処理状況のフロー図

(県内で排出され、県内及び県外で処理処分した合計量)

別表－3 調査方法コード

調査方法			コード	
排出事業者に対する調査	全数調査		1	
	標本調査	全県一律	単純無作為抽出	2
			層別無作為抽出	3
		地域分割	単純無作為抽出	4
			層別無作為抽出	5
	資料調査		6	
処理業者に対する調査	全数調査		7	
	標本調査		8	
	資料調査		9	
行政報告利用法	多量排出事業者に関する報告		10	
	処理業者の実績に関する報告		11	
	その他法的な報告		12	
過去調査結果利用法	過去調査時の原単位を使用する方法		13	
	原単位以外で前回結果を使用する方法		14	
その他			15	

「全数調査」：統計で、対象となる集団全部をもれなく調査すること。

「標本調査」：母集団から標本を抜き出して、それについて調査し、数学的（確率論的）に母集団の性質を推測すること。

「資料調査」：既に公表されている統計資料等にもとづいて調査すること。



調査票 I - 1

都道府県名	
-------	--

平成22年度実績産業廃棄物排出・処理状況調査票(確定値)

(H19改訂産業分類対応版)

(1) 調査状況

1) 連絡先及び担当者

担当部課名	部(局)	課(室)	係
電話番号(代表/直通)	内 線	FAX	
担当者名	記入者名		

2) 調査実施概況

調査時期	調査機関名

調査票 I-2

都道府県名		実績年度	
-------	--	------	--

(2)産業廃棄物排出状況の調査方法(業種毎)

大分類	番号	産業分類		コード	調査方法の種類	備考
					排出状況調査	
(A) 農業、林業	1	農業	耕種農業	A011		
	2		畜産農業	A012		
	3	林業	A02			
	4	上記以外の農業、林業				
(B) 漁業	5	漁業		B03		
	6	水産養殖業		B04		
(C) 鉱業	7	鉱業、採石業、砂利採取業		C		
(D) 建設業	8	建設業		D		
(E) 製造業	9	食料品製造業		E09		
	10	飲料・たばこ・飼料製造業		E10		
	11	繊維工業		E11		
	12	木材・木製品製造業		E12		
	13	家具・装備品製造業		E13		
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業		E14		
	15	印刷・同関連業		E15		
	16	化学工業		E16		
	17	石油製品・石炭製品製造業		E17		
	18	プラスチック製品製造業		E18		
	19	ゴム製品製造業		E19		
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業		E20		
	21	窯業・土石製品製造業		E21		
	22	鉄鋼業		E22		
	23	非鉄金属製造業		E23		
	24	金属製品製造業		E24		
	25	はん用機械器具製造業		E25		
	26	生産用機械器具製造業		E26		
	27	業務用機械器具製造業		E27		
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業		E28		
	29	電気機械器具製造業		E29		
	30	情報通信機械器具製造業		E30		
31	輸送用機械器具製造業		E31			
32	その他の製造業		E32			
(F) 電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業		F33		
	34	ガス業		F34		
	35	熱供給業		F35		
	36	水道業	上水道業	F361		
	37		下水道業	F363		
(G) 情報通信業	38	通信業		G37		
	39	放送業		G38		
	40	情報サービス業		G39		
	41	インターネット付随サービス業		G40		
	42	映像・音声・文字情報制作業		G41		
(H) 運輸業、郵便業	43	鉄道業		H42		
	44	道路旅客運送業		H43		
	45	道路貨物運送業		H44		
	46	上記以外の運輸業、郵便業				
(I) 卸売業、小売業	47	各種商品卸売業		I50		
	48	建築物、 飲物・金属 材料等卸売	建築物卸売業	I5311		
			木材・竹材卸売業			
	49	各種商品小売業		I56		
	50	機械器具小売業	自動車小売業	I591		
	機械器具小売業		I593			
	52	その他の小売業	家具・寝具・量小売業	I601		
	53		じゅう器小売業	I602		
	54		燃料小売業	I605		
	55	上記以外の卸売業、小売業				
(K) 不動産業、物品賃貸業	56	物品賃貸業		K70		
(L) 学術研究、専門・技術サービス業	57	学術・開発研究機関		L71		
	58	技術サービス業	写真業	L746		
(M) 宿泊業、飲食サービス業	59	飲食店		M76		
	60	上記以外の宿泊業、飲食サービス業				
(N) 生活関連サービス業、娯楽業	61	洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業	N781		
(O) 教育、学習支援業	62	教育、学習支援業		O		
(P) 医療、福祉	63	医療業		P83		
	64	上記以外の医療、福祉				
(Q) 複合サービス事業	65	複合サービス事業		Q		
(R) サービス業	66	自動車整備業	自動車整備業	R891		
	67	その他のサービス業	と畜場	R952		
	68	上記以外のサービス業				
(S) 公務	69	公務		S		

(3)業種毎の推計量について、その算出方法をお尋ねします。  
推計排出量の算出方法をご記入下さい。(記入スペースが足りない場合は、シートを追加しご記入下さい。)

\*都道府県内の排出事業者に対して、業種別にどのような方法で排出量を調査したかを別表の記号で記入してください。

調査票 I-3

都道府県名		実績年度	
-------	--	------	--

(4) 産業廃棄物処理状況の調査方法(処理区分毎)

フロー図の項目	不要物等発生量	排出量	自己中間処理量	自己未処理量	自己中間処理後量	自己減量化量	自己未処理再生利用量	自己中間処理後再生利用量	自己中間処理後量	自己未処理処分量	委託処理量	委託中間処理量		委託直接最終処分量		委託中間処理後量	委託減量化量	委託中間処理後再生利用量	委託中間処理後最終処分量	委託最終処分量	合計量で把握している場合はここへ記入する。					
												委託された中間処理量(5)	委託された中間処理量(6)	委託された最終処分量(5)	委託された最終処分量(6)						直接再生利用量	直接最終処分量	中間処理量	中間処理後量	中間処理後再生利用量	中間最終処分量
	(1)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13:イ)	(13:ロ)	(14:ハ)	(14:ニ)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(8)	(11)+(14:ハ)	(4)+(13:イ)		(9)+(17)	(10)+(14:ニ)+(18)
調査方法の種類																										
備考																										

○個別に調査方法が相違する場合は、下表に廃棄物の種類を記入し、ご回答ください。

フロー図の項目	不要物等発生量	排出量	自己中間処理量	自己未処理量	自己中間処理後量	自己減量化量	自己未処理再生利用量	自己中間処理後再生利用量	自己中間処理後量	自己未処理処分量	委託処理量	委託中間処理量		委託直接最終処分量		委託中間処理後量	委託減量化量	委託中間処理後再生利用量	委託中間処理後最終処分量	委託最終処分量	合計量で把握している場合はここへ記入する。					
												委託された中間処理量(5)	委託された中間処理量(6)	委託された最終処分量(5)	委託された最終処分量(6)						直接再生利用量	直接最終処分量	中間処理量	中間処理後量	中間処理後再生利用量	中間最終処分量
廃棄物の種類	(1)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13:イ)	(13:ロ)	(14:ハ)	(14:ニ)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(8)	(11)+(14:ハ)	(4)+(13:イ)		(9)+(17)	(10)+(14:ニ)+(18)

※種類の回答欄が不足した場合は、行を追加してください。

(5) 各処理項目毎の推計量について、その算出方法をお尋ねします。  
推計処理量の算出方法をご記入ください。(記入スペースが足りない場合は、シートを追加しご記入ください。)

## (6) 調査実施状況一覧

大分類	番号	産業分類	コード	調査対象事業所数 (1)	抽出事業所数 (2)	抽出率 (2)/(1)	回収事業所数 (3)	回収率 (3)/(2)	有効回答数 (4)	有効回答回収率 (4)/(3)	集計活動量指標 (5)	母集団活動量指標 (6)	指標力パーセント (5)/(6)	集計廃棄物量 (7)	推計廃棄物量 (8)	廃棄物量の補足率 (7)/(8)	使用した活動量指標名(資料請求の場合は資料名) (9)	活動量指標単位 (10)	
(A) 農業、林業	1	農業	耕種農業	A011															
	2		畜産農業	A012															
	3	林業		A02															
	4	上記以外の農業、林業																	
(B) 漁業	5	漁業		B03															
	6	水産養殖業		B04															
(C) 鉱業	7	鉱業、採石業、砂利採取業	C																
(D) 建設業	8	建設業	D																
(E) 製造業	9	食料品製造業	E09																
	10	飲料・たばこ・飼料製造業	E10																
	11	繊維工業	E11																
	12	木材・木製品製造業	E12																
	13	家具・装飾品製造業	E13																
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	E14																
	15	印刷・同梱業	E15																
	16	化学工業	E16																
	17	石油製品・石炭製品製造業	E17																
	18	プラスチック製品製造業	E18																
	19	ゴム製品製造業	E19																
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	E20																
	21	窯業・土石製品製造業	E21																
	22	鉄鋼業	E22																
	23	非鉄金属製造業	E23																
	24	金属製品製造業	E24																
	25	はん用機械器具製造業	E25																
	26	生産用機械器具製造業	E26																
	27	業務用機械器具製造業	E27																
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	E28																
	29	電気機械器具製造業	E29																
	30	情報通信機械器具製造業	E30																
	31	輸送用機械器具製造業	E31																
	32	その他の製造業	E32																
	(F) 電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業	F33															
		34	ガス業	F34															
		35	熱供給業	F35															
		36	水道業	上水道業	F361														
		37		下水道業	F363														
	(G) 情報通信業	38	通信業	G37															
		39	放送業	G38															
		40	情報サービス業	G39															
41		インターネット付随サービス業	G40																
42		映像・音声・文字情報制作業	G41																
43		放送業	H42																
(H) 運輸業、郵便業	44	道路旅客運送業	H43																
	45	道路貨物運送業	H44																
	46	上記以外の運輸業、郵便業																	
	47	各種商品卸売業	I50																
(I) 卸売業、小売業	48	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	建築材料卸売業	木材・竹材卸売業	I5311														
	49	各種商品小売業			I56														
	50	機械器具小売業		自動車小売業	I591														
	51			機械器具小売業	I593														
	52			家具・建具・畳小売業	I601														
	53	その他の小売業		じゅう器小売業	I602														
	54			燃料小売業	I605														
	55	上記以外の卸売業、小売業																	
(K) 不動産業、物品賃貸業	56	物品賃貸業	K70																
(L) 学術研究、専門・技術サービス業	57	学術・開発研究機関	L71																
	58	技術サービス業	写真業	L746															
(M) 宿泊業、飲食サービス業	59	飲食店	M76																
	60	上記以外の宿泊業、飲食サービス業																	
(N) 生活関連サービス業、娯楽業	61	洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業	N781															
(O) 教育、学習支援業	62	教育、学習支援業	O																
(P) 医療、福祉	63	医療業	P83																
	64	上記以外の医療、福祉																	
(Q) 複合サービス事業	65	複合サービス事業	Q																
(R) サービス業	66	自動車整備業	自動車整備業	R891															
	67	その他のサービス業	と畜場	R952															
	68	上記以外のサービス業																	
(S) 公務	69	公務	S																

## &lt;記入要領&gt;

回答欄(5)～(10)には、事業者調査データ等から都道府県全体への排出量の拡大推計にあたって用いた活動量について記入してください。

活動量とは、年間製造品出荷額(製造業)、年間元請完成工事高(建設業)、従業員数(サービス業等)のような、各業種における事業活動の度合いの指標となる数字をいいます。その中から、統計情報が整備されていて利用しやすいものを使ってください。

●「集計活動量指標」: 拡大前の事業者調査データ等における、活動量の合計値を記入してください。

●「母集団活動量」: 都道府県における当該業種の活動量を記入してください。

●「使用した活動量指標名」: どのような活動量を推計に用いたか、その名称を記入してください。

●「活動量指標単位」: 使用した活動量の単位を記入してください。(百万円、人等)



調査票Ⅱ-2

調査票Ⅱ-2

特別管理産業廃棄物(産業廃棄物全体の内数)業種別・種類別排出量

(単位:トン/年)

大分類	番号	産業分類	コード	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性 産業廃棄物	特定有害産業廃棄物						合計					
								鉛、い	廃石綿等	燃え殻	ばいじん	廃油 (金属等を含むもの)	汚泥 (金属等を含むもの)		廃酸 (金属等を含むもの)	廃アルカリ (金属等を含むもの)			
農業、林業	農業、林業大分類			A															
	1	耕種農業	A011																
	2	畜産農業	A012																
	3	林業	A02																
4	上記以外の農業、林業																		
漁業	漁業大分類			B															
	5	漁業	B03																
鉱業	鉱業大分類			C															
	6	水産農林業	B04																
7	炭業、採石業、砂利採取業	C																	
8	建設業	D																	
製造業	製造業大分類			E															
	9	食品製造業	E09																
	10	飲料・たばこ・肥料製造業	E10																
	11	繊維工業	E11																
	12	木材・木製品製造業	E12																
	13	家具・装飾品製造業	E13																
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	E14																
	15	印刷・刷版製造業	E15																
	16	化学工業	E16																
	17	石油製品・石炭製品製造業	E17																
	18	プラスチック製品製造業	E18																
	19	ゴム製品製造業	E19																
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	E20																
	21	窯業・土石製品製造業	E21																
	22	鉄鋼業	E22																
	23	非鉄金属製造業	E23																
	24	金属製品製造業	E24																
	25	はん用機械器具製造業	E25																
	26	生産用機械器具製造業	E26																
	27	業務用機械器具製造業	E27																
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	E28																
	29	電気機械器具製造業	E29																
	30	情報通信機械器具製造業	E30																
	31	輸送用機械器具製造業	E31																
	32	その他の製造業	E32																
	電気・ガス・ 水道業	電気・ガス・熱供給・水道業大分類			F														
		33	電気業	F33															
		34	ガス業	F34															
		35	熱供給業	F35															
		36	上水道業	F361															
	37	下水道業	F363																
	情報通信業	情報通信業大分類			G														
38		通信業	G37																
39		放送業	G38																
40		情報サービス業	G39																
41		インターネット付随サービス業	G40																
42		映像・音声・文字情報制作業	G41																
運輸業、 郵便業	運輸業、郵便業大分類			H															
	43	鉄道業	H42																
	44	道路旅客運送業	H43																
	45	道路貨物運送業	H44																
	46	上記以外の運輸業、郵便業																	
卸売業、 小売業	卸売業、小売業大分類			I															
	47	各種商品卸売業	I50																
	48	木材・竹材卸売業	I511																
	49	各種商品小売業	I56																
	50	自動車小売業	I591																
	51	機械器具小売業	I593																
	52	家具・雑貨・書小売業	I601																
	53	じょうぎ小売業	I602																
	54	燃料小売業	I605																
55	上記以外の卸売業、小売業																		
不動産業、 物品賃貸業	不動産業、物品賃貸業大分類			K															
	56	物品賃貸業	K70																
学術研究、専門・ 技術サービス業	学術研究、専門・技術サービス業大分類			L															
	57	学術・開発研究機関	L71																
58	学業業	L746																	
宿泊業、飲食 サービス業	宿泊業、飲食サービス業大分類			M															
	59	飲食店	M76																
	60	上記以外の宿泊業、飲食サービス業																	
生活関連サー ビス業、娯楽業	生活関連サービス業、娯楽業大分類			N															
	61	洗濯業	N781																
教育、学習支援業	教育、学習支援業大分類			O															
	62	教育、学習支援業	O																
医療、福祉	医療、福祉大分類			P															
	63	医療業	P83																
64	上記以外の医療、福祉																		
娯楽、学習支援業	娯楽サービス業大分類			Q															
	65	娯楽サービス業	Q																
サービス業	サービス業大分類			R															
	66	自動車整備業	R891																
	67	上宿場	R952																
	68	上記以外のサービス業																	
公務	公務			S															
	69	公務	S																

産業廃棄物排出・処理状況調査票

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)種類別排出・処理状況調査

(単位:トン/年)

フロー図の項目 廃棄物名	不要物等発生量 (1)	排出量 (3)	自己中間処理量 (4)	自己未処理量 (5)	自己中間処理後量 (6)	自己減量化量 (7)	自己再生利用量 (8)	再生利用中間処理後 (9)	自己最終処分量 (10)	自己最終処分後量 (11)	委託処理量 (12)	委託中間処理量		委託直接最終処分量		委託中間処理後量 (15)	委託減量化量 (16)	再生利用中間処理後 (17)	最終処分中間処理後 (18)	委託最終処分量 (19)	合計量で把握している場合はここへ記入する。																					
												間(5)処理された委託中 (13:イ)	間(6)処理された委託中 (13:ロ)	終(5)分の委託最 (14:ハ)	終(6)分の委託最 (14:ニ)						直接再生利用量 (8)	直接最終処分量 (11)+(14:ハ)	中間処理量 (4)+(13:イ)	中間処理後量	再生利用処理後 (9)+(17)	最終処分後量 (10)+(14:ニ)+(18)																
燃え殻																																										
汚泥																																										
廃油																																										
廃酸																																										
廃アルカリ																																										
廃プラスチック類																																										
うち石綿含有																																										
紙くず																																										
木くず																																										
繊維くず																																										
動植物性残渣																																										
動物系固形不要物																																										
ゴムくず																																										
金属くず																																										
ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず																																										
うち石綿含有																																										
鉱さい																																										
がれき類																																										
うち石綿含有																																										
動物のふん尿 <sup>(*)</sup>																																										
動物の死体																																										
ばいじん																																										

(\*)動物のふん尿における再生利用及び中間処理についての考え方は以下のとおり。  
 ・再生利用: たい肥として利用、生ふんのまま施用、たい肥化の過程における水分減少、浄化处理 等  
 ・中間処理: 畜舎内における水分蒸発、焼却施設における焼却処理 等

調査票Ⅲ-2

特別管理産業廃棄物(産業廃棄物全体の内数)種類別排出・処理状況調査

(単位:トン/年)

フロー図の項目 産業廃棄物名		不要物等発生量 (1)	排出量 (3)	自己中間処理量 (4)	自己未処理量 (5)	自己中間処理後量 (6)	自己減量化量 (7)	自己再生利用量 (8)	再生利用中間処理後 (9)	自己最終処理量 (10)	自己最終処理分量 (11)	委託処理量 (12)	委託中間処理量		委託直接最終処分量		委託中間処理後量 (15)	委託減量化量 (16)	再委託中間処理後 (17)	最終委託中間処理後 (18)	委託最終処分量 (19)	合計量で把握している場合はここへ記入する。																
													間(5)処理された委託中	間(6)処理された委託中	終(5)分の委託量	終(6)分の委託量						直接再生利用量 (8)	直接最終処分量 (11)+(14:ハ)	中間処理量 (4)+(13:イ)	中間処理後量	再生利用処理後 (9)+(17)	最終処分量 (10)+(14:ニ)+(18)											
													(13:イ)	(13:ロ)	(14:ハ)	(14:ニ)																						
特別管理産業廃棄物	廃油																																					
	廃酸																																					
	廃アルカリ																																					
	感染性産業廃棄物																																					
	特定有害産業廃棄物	鉱さい																																				
		廃石綿等																																				
		燃え殻																																				
		ばいじん																																				
		廃油(金属等を含むもの)																																				
		汚泥(金属等を含むもの)																																				
廃酸(金属等を含むもの)																																						
廃アルカリ(金属等を含むもの)																																						



## II. 活動量指標







表一資・Ⅱ・1(3) 活動量指標全国合計値(新産業分類(平成19年10月改訂版)の業種区分)(平成23年度速報値)

業種分類	業種名称	コード	単位	都道府県別																					
				北海道	青森県	岩手県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県		
農、林業	農産物販売業	A	百万円	315,078	149,970	52,770	104,600	102,295	325,410	489,372	316,663	88,565	45,393	17,394	259,132	5,913	19,495	137,964	4,664	974	907	1,503	4,343	2,004	1,562
	1. 稲作農業	A01	百万円	12,322,811	12,055,412	20,804,470	6,351,470	24,418,622	4,429,375	22,559,245	115,200	8,097,806	3,222,945	11,204,599	4,802,168	115,200	4,307,400	1,299,044	1,379,962	853,075	1,004,154	6,865,029	1,008,961	11,408,566	2,766,433
	2. 麦作農業	A02	百万円	9,194	2,340	2,921	1,958	3,882	1,718	2,909	695	1,089	717	362	1,504	1,877	644	441	507	1,503	4,343	2,004	1,562	775	1,162
	3. 上記以外の農業・林業	B	人	8,037	1,857	2,297	1,051	213	750	19	1,123	19	113	181	410	630	964	1,691	472	233	311	460	502	712	1,382
漁業	1. 漁業	C	人	1,130	256	419	254	356	210	306	213	330	437	207	460	311	460	414	156	275	311	460	502	439	534
	2. 漁業	D	人	2,849	626	3,368	319	465	701	862	449	701	591	1,202	2,256	472	2,719	482	289	260	1,010	1,058	967	874	640
	3. 上記以外の農業・林業	E	百万円	1,941,514	903,472	335,774	96,372	361,372	1,983,919	1,242,213	438,839	696,647	1,239,731	1,253,563	709,831	1,217,762	763,258	134,156	122,689	58,352	172,314	491,127	234,619	1,114,116	563,823
	4. 上記以外の農業・林業	F	百万円	252,253	80,327	40,863	30,738	45,453	23,207	37,749	45,316	117,232	45,738	171,923	376,783	171,923	47,920	94,575	9,420	39,870	112,015	35,884	1,888,369	497,811	78,313
製造業	1. 化学工業	G	百万円	1,130	256	419	254	356	210	306	213	330	437	207	460	311	460	414	156	275	311	460	502	439	534
	2. 化学工業	H	百万円	2,849	626	3,368	319	465	701	862	449	701	591	1,202	2,256	472	2,719	482	289	260	1,010	1,058	967	874	640
	3. 上記以外の農業・林業	I	百万円	1,941,514	903,472	335,774	96,372	361,372	1,983,919	1,242,213	438,839	696,647	1,239,731	1,253,563	709,831	1,217,762	763,258	134,156	122,689	58,352	172,314	491,127	234,619	1,114,116	563,823
	4. 上記以外の農業・林業	J	百万円	252,253	80,327	40,863	30,738	45,453	23,207	37,749	45,316	117,232	45,738	171,923	376,783	171,923	47,920	94,575	9,420	39,870	112,015	35,884	1,888,369	497,811	78,313



### Ⅲ. 動物のふん尿及び動物の死体計算資料





表一資・Ⅲ・1 都道府県別家畜飼育頭羽数（平成23年度速報値）

No.	都道府県名	乳用牛				肉用牛			豚			鶏			合計
		搾乳牛 (頭)	乾乳牛 (頭)	未経牛 (頭)	2歳未満 (頭)	乳用種 (頭)	2歳未満 (頭)	2歳以上 (頭)	繁殖豚 (頭)	肥育豚 (頭)	子豚 (頭)	成鶏 (羽)	ヒナ (羽)	ブロイラー (羽)	
1	北海道	421,200	74,200	37,800	288,800	339,700	99,900	94,630	52,960	516,500	23,200	5,433,000	1,653,000	3,287,921	12,322,811
2	青森県	7,800	1,270	280	4,010	32,200	13,290	12,760	32,560	348,100	21,700	4,640,000	1,661,000	5,879,642	12,654,612
3	岩手県	24,200	3,790	2,840	15,000	16,600	42,220	47,170	46,510	413,700	23,800	3,697,000	1,778,000	14,693,640	20,804,470
4	宮城県	14,300	2,270	2,100	4,530	13,900	38,490	37,070	22,690	171,200	16,100	3,925,000	1,271,000	1,433,050	6,951,700
5	秋田県	3,750	540	390	1,380	1,880	9,950	7,880	26,710	226,300	21,100	2,004,000	422,000	18684	2,744,564
6	山形県	9,110	1,290	410	2,370	2,150	24,330	15,400	16,300	145,300	5,820	560,000	91,000	467099	1,340,579
7	福島県	9,510	1,370	740	3,210	15,500	19,790	22,780	12,260	103,500	14,900	2,904,000	732,000	589,815	4,429,375
8	茨城県	18,200	2,970	1,730	5,720	22,100	20,250	11,290	60,290	520,000	11,500	10,411,000	2,123,000	1,309,972	14,518,022
9	栃木県	33,900	5,070	3,360	10,700	46,200	26,090	20,520	41,800	309,800	33,700	2,979,000	817,000	195,822	4,522,962
10	群馬県	23,700	3,250	1,770	9,730	34,600	17,820	12,830	57,630	555,500	16,900	5,065,000	1,913,000	1,238,975	8,950,705
11	埼玉県	7,750	1,050	460	2,940	10,700	5,470	3,380	11,000	98,600	4,040	2,596,000	2,053,000	9,379	4,803,769
12	千葉県	24,200	3,760	1,730	7,600	29,600	5,790	3,780	67,850	566,000	24,000	9,124,000	2,778,000	962,578	13,598,888
13	東京都	1,160	170	70	430	120	410	290	280	2,960	310	96,000	13,000	0	115,200
14	神奈川県	5,790	760	410	1,430	2,250	1,640	850	5,850	62,900	2,880	1,169,000	54,000	0	1,307,760
15	新潟県	6,150	820	250	1,650	8,340	3,440	1,970	19,910	164,400	12,400	5,282,000	1,976,000	524,839	8,002,169
16	富山県	1,660	210	60	530	1,820	1,470	940	3,330	28,500	4,800	1,048,000	159,000	18684	1,269,004
17	石川県	2,530	280	150	1,300	700	1,510	770	3,290	27,500	4,590	961,000	367,000	9342	1,379,962
18	福井県	810	90	50	360	1,740	1,040	550	440	3,320	860	535,000	33,000	87,326	664,586
19	山梨県	2,440	320	190	810	3,880	2,030	900	2,890	17,300	1,550	407,000	106,000	307,765	853,075
20	長野県	11,300	1,590	1,120	4,650	7,930	12,320	6,610	7,300	64,900	8,060	702,000	301,000	475,374	1,604,154
21	岐阜県	4,860	590	330	1,890	2,890	20,610	11,710	9,940	88,800	5,050	4,339,000	1,576,000	833,358	6,895,028
22	静岡県	10,300	1,400	680	2,890	15,100	5,900	2,320	13,430	93,800	14,300	3,007,000	845,000	1,073,798	5,085,918
23	愛知県	20,500	2,820	1,190	6,210	39,900	7,970	4,780	34,380	301,000	16,400	7,843,000	2,091,000	1,039,801	11,408,951
24	三重県	5,010	590	180	750	3,770	15,270	7,560	10,070	86,100	12,600	5,175,000	1,203,000	555,574	7,075,474
25	滋賀県	2,450	310	140	840	4,780	8,530	4,040	760	6,060	710	514,000	67,000	50,816	660,436
26	京都府	3,210	410	170	1,070	930	3,770	2,460	1,250	14,200	90	1,559,000	24,000	539,657	2,150,217
27	大阪府	1,250	170	30	150	240	410	210	130	4,320	10	81,000	15,000	0	102,920
28	兵庫県	11,100	1,440	760	4,550	9,570	25,820	20,550	1,760	21,600	1,570	4,492,000	763,000	2,935,308	8,289,028
29	奈良県	2,800	460	100	490	880	1,980	1,050	750	4,080	1,030	447,000	83,000	37368	580,988
30	和歌山県	560	70	20	80	590	1,300	880	350	2,820	300	546,000	61,000	1,262,302	1,876,272
31	鳥取県	5,530	690	490	3,720	9,710	6,170	4,570	7,050	56,500	2,100	508,000	113,000	2,605,189	3,322,719
32	島根県	6,130	1,040	380	2,500	6,780	13,400	11,790	3,740	34,700	680	818,000	130,000	253,301	1,282,441
33	岡山県	10,700	1,560	720	4,650	20,800	7,370	6,800	3,810	27,300	9,640	6,052,000	1,807,000	1,631,129	9,583,479
34	広島県	6,210	710	450	2,370	12,900	8,010	5,740	5,520	52,800	890	6,456,000	2,320,000	522,919	9,394,519
35	山口県	2,330	260	90	890	3,110	7,020	5,890	2,090	17,500	3,190	1,607,000	614,000	982,141	3,245,511
36	徳島県	3,960	610	220	1,100	17,100	6,470	3,690	4,720	40,600	1,940	660,000	160,000	4,148,033	5,048,443
37	香川県	3,880	500	180	620	11,000	5,130	2,520	4,350	30,000	5,630	4,766,000	1,270,000	2,035,512	8,135,322
38	愛媛県	4,080	550	460	1,960	9,590	4,470	2,410	19,450	191,300	9,200	2,313,000	809,000	1,253,513	4,618,983
39	高知県	2,890	320	130	1,320	1,170	2,670	1,740	3,160	24,500	1,430	335,000	20,000	309,084	703,414
40	福岡県	9,070	1,220	910	4,800	8,200	10,790	5,410	7,520	62,900	7,840	2,999,000	698,000	1,475,880	5,291,540
41	佐賀県	2,210	370	160	860	1,640	38,860	19,680	8,790	79,100	2,010	556,000	186,000	3,014,231	3,909,911
42	長崎県	6,050	730	520	2,280	12,900	37,940	34,390	19,300	201,500	4,260	1,650,000	242,000	1,787,377	3,999,247
43	熊本県	26,800	3,440	2,840	11,200	43,000	53,300	46,090	27,940	245,500	16,100	2,203,000	528,000	3,283,418	6,490,628
44	大分県	9,020	1,660	630	3,610	14,700	22,280	21,440	13,880	134,200	6,920	1,348,000	219,000	2,421,250	4,216,590
45	宮崎県	9,550	1,370	510	3,770	26,800	127,000	97,400	89,140	752,000	44,100	3,066,000	436,000	18,704,972	23,358,612
46	鹿児島県	9,470	1,200	1,430	4,070	20,700	183,400	149,300	138,830	1,063,000	158,500	7,376,000	2,597,000	19,267,376	30,970,276
47	沖縄県	3,180	470	160	990	980	30,940	50,910	27,630	162,200	59,800	1,223,000	294,000	443,847	2,298,107
48	全国	812,560	130,030	69,790	436,780	891,640	1,004,030	827,700	951,590	8,144,660	638,500	135,477,000	39,472,000	103,977,062	292,833,342

表一資・Ⅲ・2 都道府県別動物のふん尿排出量総括表（平成23年度速報値）

No.	都道府県名	乳用牛				肉用牛			豚			鶏			合計 (t/年)
		搾乳牛 (t/年)	乾乳牛 (t/年)	未経牛 (t/年)	2歳未満 (t/年)	乳用牛 (t/年)	2歳未満 (t/年)	2歳以上 (t/年)	繁殖豚 (t/年)	肥育豚 (t/年)	子豚 (t/年)	成鶏 (t/年)	ヒナ (t/年)	ブロイラー (t/年)	
1	北海道	9,055,168	969,571	493,933	2,593,135	3,124,561	886,063	922,217	199,103	1,112,283	49,961	269,694	35,597	156,012	19,867,298
2	青森県	167,688	16,595	3,659	36,006	296,176	117,876	124,353	122,409	749,633	46,731	230,330	35,770	278,989	2,226,214
3	岩手県	520,264	49,524	37,110	134,685	152,687	374,470	459,695	174,854	890,903	51,253	183,519	38,289	697,213	3,764,467
4	宮城県	307,429	29,662	27,441	40,675	127,852	341,387	361,266	85,303	368,679	34,671	194,837	27,371	67,998	2,014,571
5	秋田県	80,619	7,056	5,096	12,391	17,292	88,252	76,795	100,416	487,337	45,439	99,479	9,088	887	1,030,146
6	山形県	195,851	16,856	5,357	21,280	19,776	215,795	150,081	61,280	312,904	12,533	27,798	1,960	22,164	1,063,636
7	福島県	204,451	17,902	9,670	28,823	142,569	175,527	222,002	46,091	222,887	32,087	144,155	15,764	27,987	1,289,914
8	茨城県	391,273	38,809	22,606	51,360	203,276	179,607	110,027	226,660	1,119,820	24,765	516,802	45,719	62,158	2,992,882
9	栃木県	728,799	66,250	43,905	96,075	424,948	231,405	199,978	157,147	667,154	72,573	147,878	17,594	9,292	2,862,998
10	群馬県	509,514	42,468	23,129	87,366	318,251	158,054	125,035	216,660	1,196,269	36,394	251,427	41,196	58,789	3,064,552
11	埼玉県	166,613	13,720	6,011	26,398	98,419	48,516	32,940	41,355	212,335	8,700	128,865	44,211	445	828,529
12	千葉県	520,264	49,132	22,606	68,240	272,261	51,354	36,838	255,082	1,218,881	51,684	452,915	59,824	45,674	3,104,756
13	東京都	24,938	2,221	915	3,861	1,104	3,636	2,826	1,053	6,374	668	4,765	280	0	52,642
14	神奈川県	124,476	9,931	5,357	12,840	20,696	14,546	8,284	21,993	135,455	6,202	58,029	1,163	0	418,972
15	新潟県	132,216	10,715	3,267	14,815	76,711	30,511	19,199	74,852	354,035	26,703	262,198	42,553	24,904	1,072,680
16	富山県	35,688	2,744	784	4,759	16,740	13,038	9,161	12,519	61,375	10,337	52,023	3,424	887	223,478
17	石川県	54,391	3,659	1,960	11,673	6,439	13,393	7,504	12,369	59,221	9,885	47,704	7,903	443	236,544
18	福井県	17,414	1,176	653	3,232	16,005	9,224	5,360	1,654	7,150	1,852	26,557	711	4,144	95,132
19	山梨県	52,456	4,181	2,483	7,273	35,688	18,005	8,771	10,865	37,256	3,338	20,203	2,283	14,603	217,406
20	長野県	242,933	20,777	14,635	41,752	72,940	109,272	64,418	27,444	139,762	17,357	34,847	6,482	22,556	815,177
21	岐阜県	104,483	7,710	4,312	16,970	26,582	182,800	114,120	37,369	191,231	10,875	215,388	33,939	39,543	985,322
22	静岡県	221,435	18,294	8,886	25,949	138,890	52,330	22,610	50,490	201,998	30,795	149,267	18,197	50,952	990,092
23	愛知県	440,719	36,849	15,550	55,760	367,000	70,690	46,583	129,252	648,204	35,317	389,327	45,030	49,339	2,329,618
24	三重県	107,707	7,710	2,352	6,734	34,676	135,437	73,676	37,858	185,416	27,134	256,887	25,907	26,362	927,857
25	滋賀県	52,671	4,051	1,829	7,542	43,966	75,657	39,372	2,857	13,050	1,529	25,515	1,443	2,411	271,894
26	京都府	69,010	5,357	2,221	9,608	8,554	33,438	23,974	4,699	30,580	194	77,389	517	25,607	291,148
27	大阪府	26,873	2,221	392	1,347	2,208	3,636	2,047	489	9,303	22	4,021	323	0	52,881
28	兵庫県	238,633	18,816	9,931	40,854	88,025	229,010	200,270	6,617	46,516	3,381	222,983	16,431	139,280	1,260,748
29	奈良県	60,196	6,011	1,307	4,400	8,094	17,562	10,233	2,820	8,786	2,218	22,189	1,787	1,773	147,375
30	和歌山県	12,039	915	261	718	5,427	11,530	8,576	1,316	6,073	646	27,103	1,314	59,896	135,815
31	鳥取県	118,887	9,016	6,403	33,402	89,313	54,725	44,537	26,504	121,673	4,522	25,217	2,433	123,616	660,248
32	島根県	131,786	13,590	4,965	22,448	62,362	118,851	114,899	14,061	74,726	1,464	40,606	2,800	12,019	614,577
33	岡山県	230,034	20,385	9,408	41,752	191,318	65,368	66,269	14,324	58,791	20,760	300,421	38,914	77,397	1,135,141
34	広島県	133,506	9,278	5,880	21,280	118,654	71,045	55,939	20,752	113,705	1,917	320,476	49,961	24,813	947,205
35	山口県	50,092	3,397	1,176	7,991	28,606	62,264	57,401	7,857	37,686	6,870	79,771	13,222	46,603	402,937
36	徳島県	85,134	7,971	2,875	9,877	157,286	57,386	35,961	17,745	87,432	4,178	32,762	3,446	196,824	698,876
37	香川県	83,414	6,534	2,352	5,567	101,178	45,501	24,559	16,354	64,605	12,124	236,584	27,349	96,585	722,706
38	愛媛県	87,714	7,187	6,011	17,599	88,209	39,647	23,487	73,122	411,965	19,812	114,817	17,422	59,479	966,470
39	高知県	62,131	4,181	1,699	11,852	10,762	23,682	16,957	11,880	52,761	3,080	16,629	431	14,666	230,710
40	福岡県	194,991	15,942	11,891	43,099	75,424	95,702	52,723	28,271	135,455	16,883	148,870	15,031	70,031	904,314
41	佐賀県	47,512	4,835	2,091	7,722	15,085	344,669	191,791	33,046	170,342	4,329	27,600	4,006	143,025	996,051
42	長崎県	130,066	9,539	6,795	20,472	118,654	336,509	335,148	72,558	433,930	9,174	81,906	5,211	84,811	1,644,774
43	熊本県	576,160	44,950	37,110	100,565	395,514	472,744	449,170	105,040	528,684	34,671	109,357	11,370	155,798	3,021,135
44	大分県	193,916	21,691	8,232	32,414	135,211	197,612	208,944	52,182	289,000	14,902	66,915	4,716	114,888	1,340,624
45	宮崎県	205,311	17,902	6,664	33,851	246,506	1,126,427	949,212	335,122	1,619,432	94,969	152,196	9,389	887,551	5,684,532
46	鹿児島県	203,591	15,680	18,686	36,545	190,399	1,626,666	1,455,003	521,931	2,289,171	341,330	366,145	55,926	914,237	8,035,309
47	沖縄県	68,365	6,141	2,091	8,889	9,014	274,422	496,143	103,875	349,298	128,779	60,710	6,331	21,061	1,535,120
48	全国	17,468,821	1,699,102	911,946	3,921,848	8,201,305	8,905,244	8,066,350	3,577,503	#####	1,375,010	6,725,078	850,030	4,933,712	84,175,473





#### IV. 下水污泥資料



表一資・IV 都道府県別濃縮汚泥量（平成23年度速報値）

（単位：m<sup>3</sup>/年）

No.	都道府県名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1	北海道	4,419,616	4,413,490	4,396,355	4,304,520	4,304,520
2	青森県	547,178	553,051	533,688	509,442	509,442
3	岩手県	559,482	529,763	516,172	480,127	474,156
4	宮城県	1,495,713	1,437,144	1,494,379	1,379,417	794,691
5	秋田県	326,008	318,782	365,224	341,912	341,912
6	山形県	614,552	602,391	626,009	596,801	596,801
7	福島県	805,412	800,431	808,319	736,698	422,985
8	茨城県	1,611,290	1,500,586	1,453,988	1,440,392	1,440,392
9	栃木県	1,167,708	1,119,157	995,352	901,091	901,091
10	群馬県	980,300	898,945	1,015,570	992,033	992,033
11	埼玉県	3,600,101	3,714,442	3,978,936	4,026,552	4,026,552
12	千葉県	3,328,174	3,412,845	3,358,617	3,384,808	3,384,808
13	東京都	12,926,719	12,340,902	11,899,285	11,402,100	11,402,100
14	神奈川県	5,316,990	5,279,053	5,170,520	5,231,734	5,231,734
15	新潟県	1,349,714	1,283,252	1,275,397	1,198,623	1,198,623
16	富山県	704,778	678,568	534,831	712,863	712,863
17	石川県	708,396	736,388	743,860	765,938	765,938
18	福井県	531,575	519,145	476,457	529,092	529,092
19	山梨県	349,133	347,849	357,178	362,666	362,666
20	長野県	1,527,667	1,536,829	1,560,043	1,258,833	1,258,833
21	岐阜県	1,131,708	1,188,426	1,241,678	1,235,984	1,235,984
22	静岡県	1,766,731	1,669,019	1,776,753	1,801,744	1,801,744
23	愛知県	5,631,600	6,108,843	5,493,271	5,869,974	5,869,974
24	三重県	660,078	674,014	646,848	580,490	580,490
25	滋賀県	884,619	902,388	861,025	874,020	874,020
26	京都府	2,018,301	2,095,026	2,049,180	2,209,657	2,209,657
27	大阪府	5,947,229	5,763,911	5,591,463	5,991,162	5,991,162
28	兵庫県	3,555,001	3,503,576	3,469,123	3,049,274	3,049,274
29	奈良県	596,995	593,992	575,785	587,347	587,347
30	和歌山県	148,868	150,028	155,337	152,598	152,598
31	鳥取県	268,772	246,677	405,279	240,502	240,502
32	島根県	257,366	204,421	234,637	188,764	188,764
33	岡山県	952,127	920,080	895,949	1,028,550	1,028,550
34	広島県	1,683,902	1,733,737	1,663,622	1,697,677	1,697,677
35	山口県	771,657	781,084	829,578	778,121	778,121
36	徳島県	51,338	59,565	117,879	61,761	61,761
37	香川県	315,527	318,792	297,604	303,622	303,622
38	愛媛県	575,436	602,638	595,555	567,835	567,835
39	高知県	267,674	260,442	433,924	47,813	47,813
40	福岡県	3,911,279	3,558,389	3,442,649	2,599,003	2,599,003
41	佐賀県	201,444	247,024	226,131	551,987	551,987
42	長崎県	658,901	645,945	703,578	641,616	641,616
43	熊本県	955,653	799,336	800,125	795,876	795,876
44	大分県	466,811	438,818	441,915	470,762	470,762
45	宮崎県	506,573	433,522	408,988	470,446	470,446
46	鹿児島県	559,473	571,544	514,234	499,828	499,828
47	沖縄県	783,514	750,430	756,662	859,592	859,592
	合計	78,662,168	77,244,680	76,188,949	74,711,642	73,807,232

※平成23年度の濃縮汚泥量は、平成22年度データのうち、東日本大震災により被災した岩手県、宮城県、福島県について、県回答（平成22年度、平成23年度）の下水汚泥の減少率を乗じて補正したものを使用した。

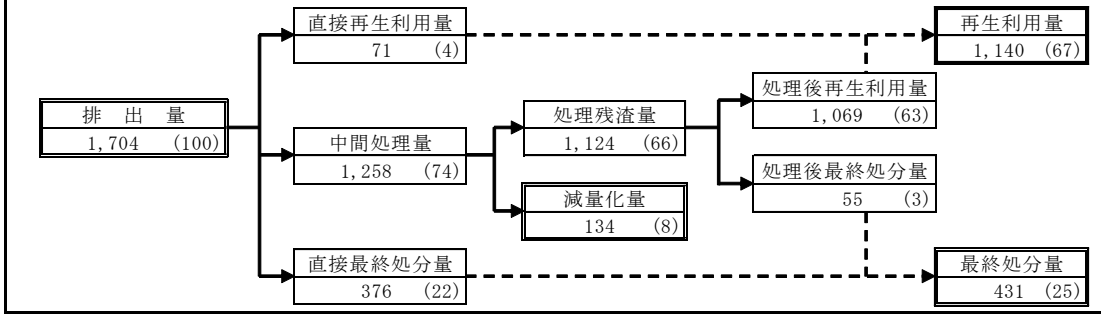




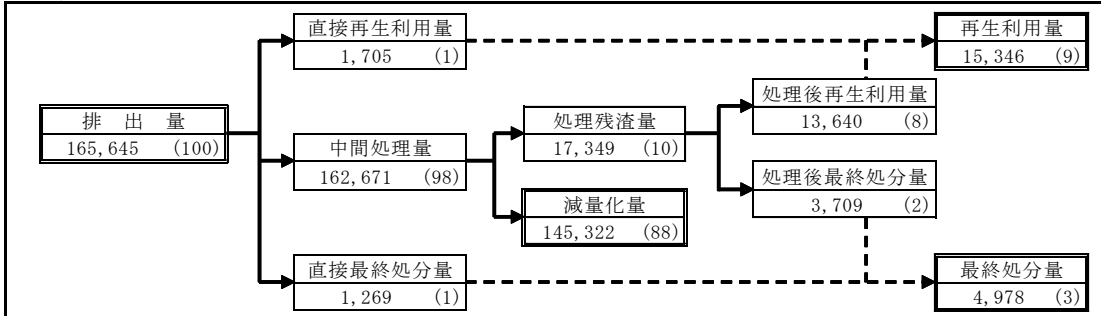
## V. 産業廃棄物の種類別処理状況フロー



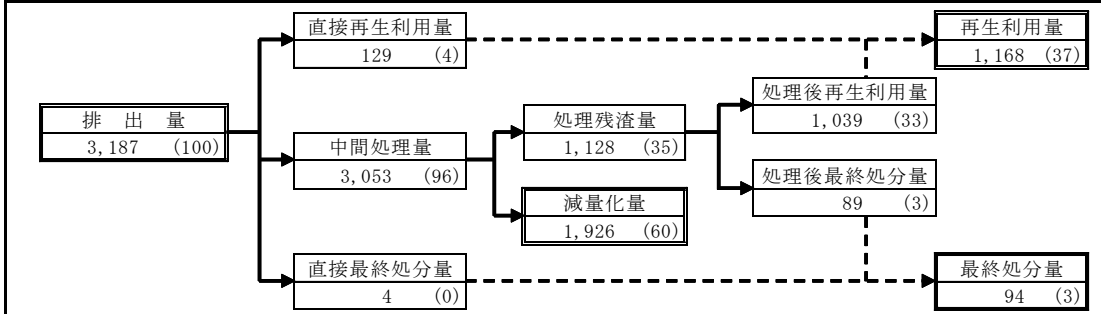
1 燃え殻



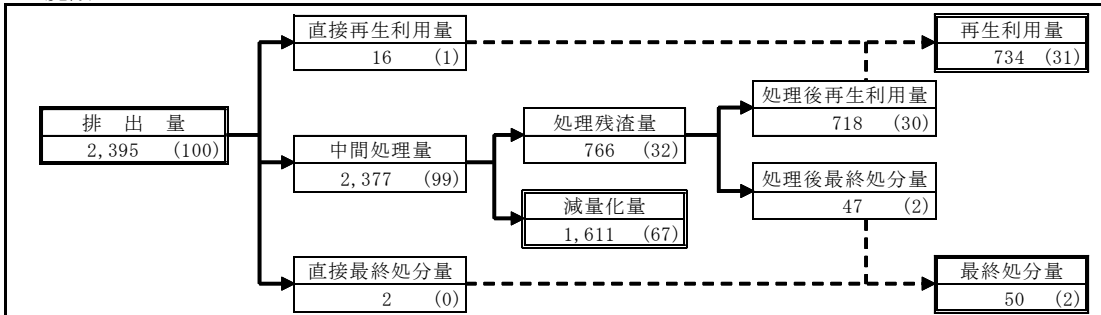
2 汚泥



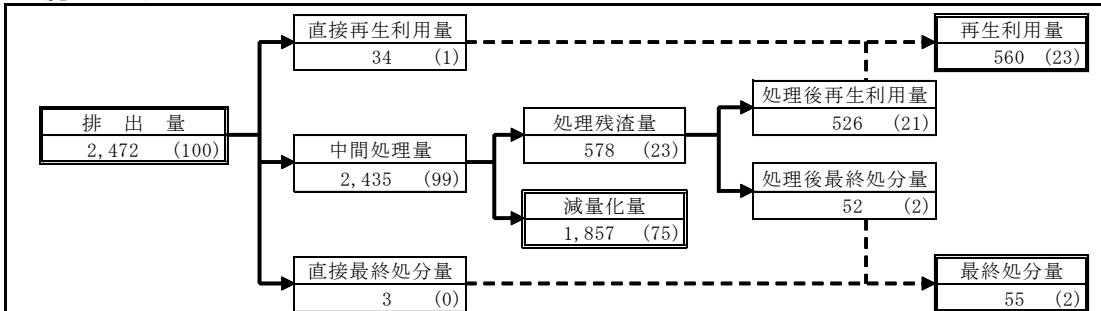
3 廃油



4 廃酸

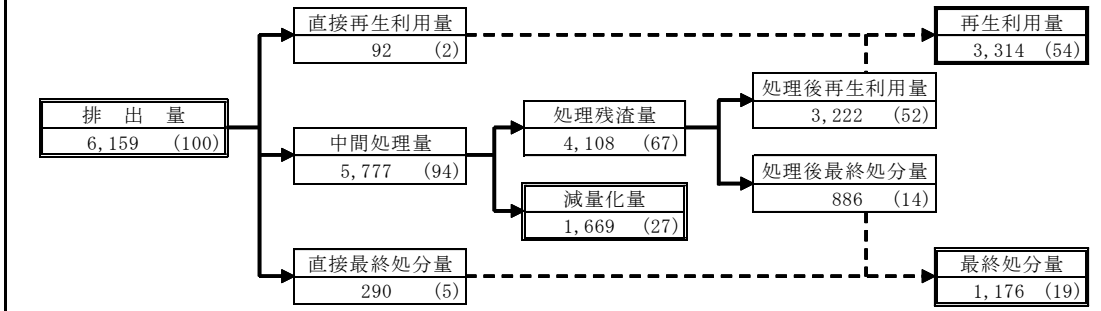


5 廃アルカリ

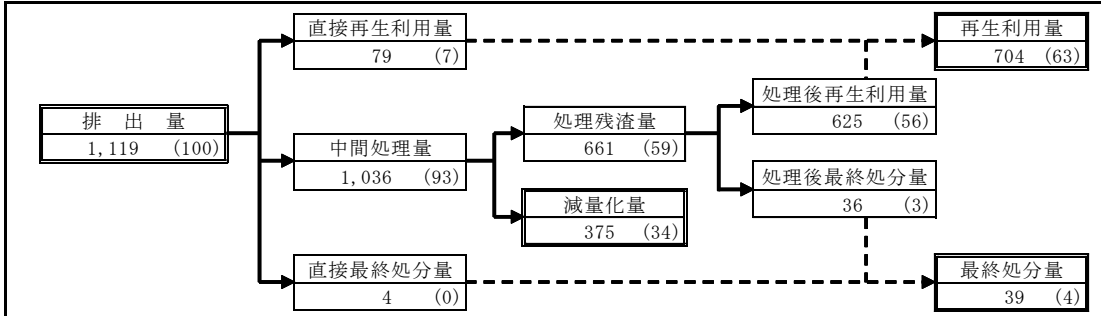


\*各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

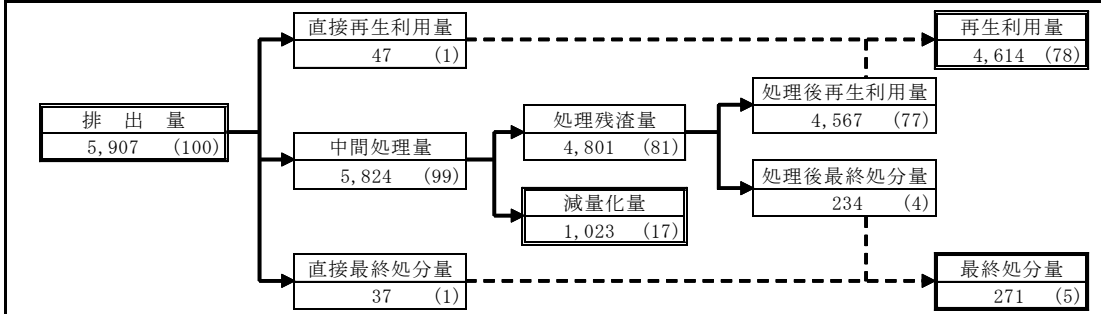
6 廃プラスチック類



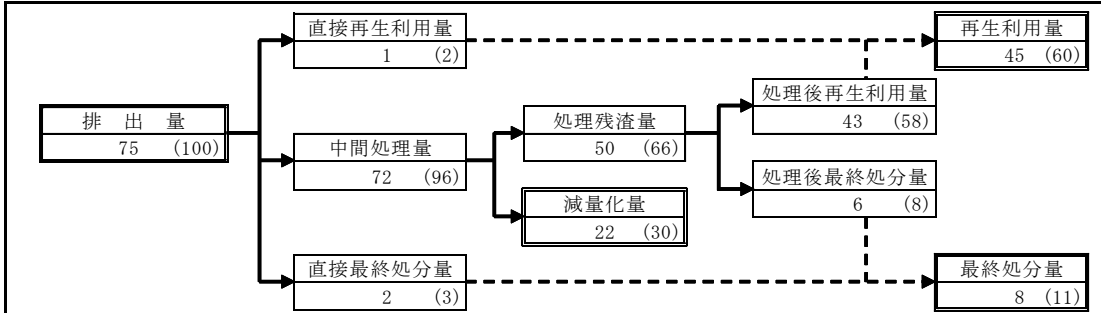
7 紙くず



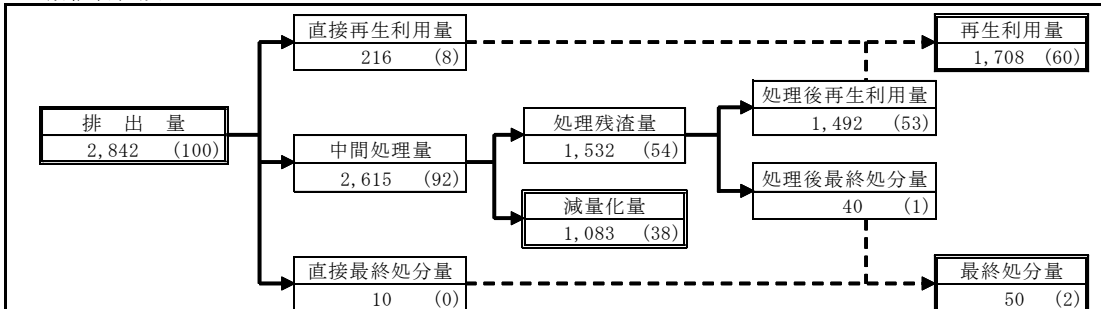
8 木くず



9 繊維くず

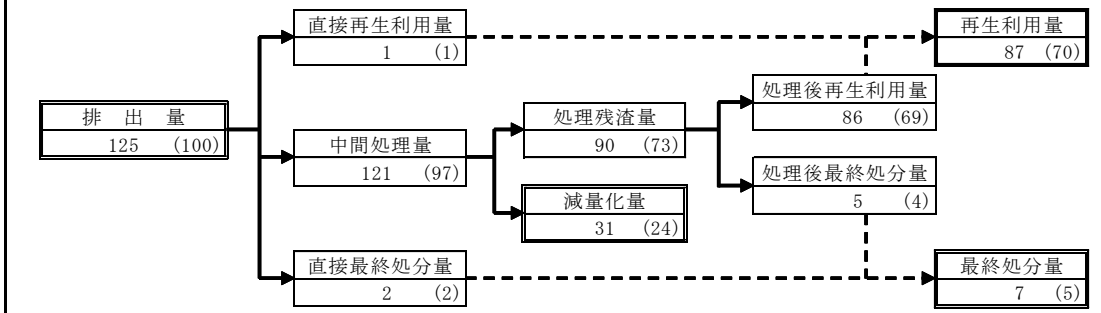


10 動植物性残さ

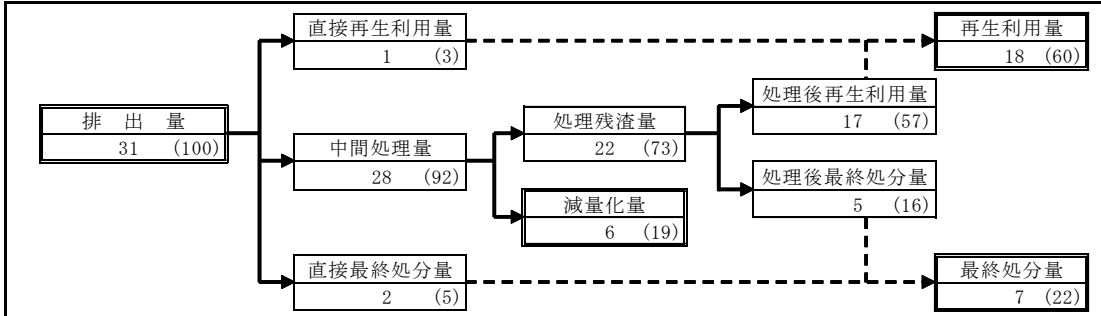


\*各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

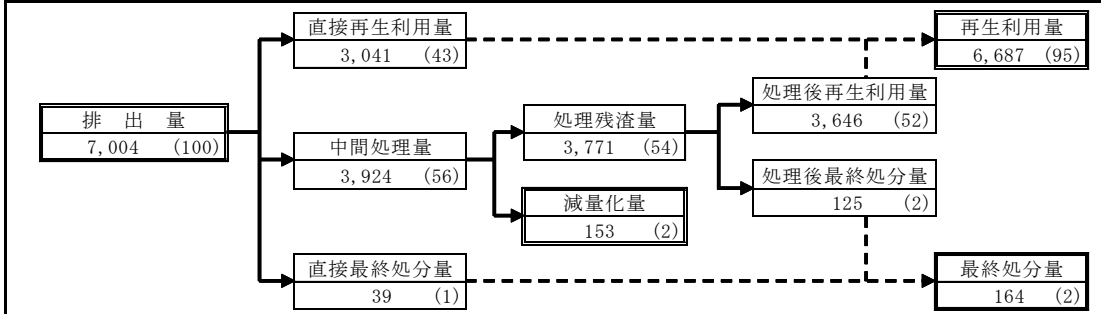
11 動物系固形不要物



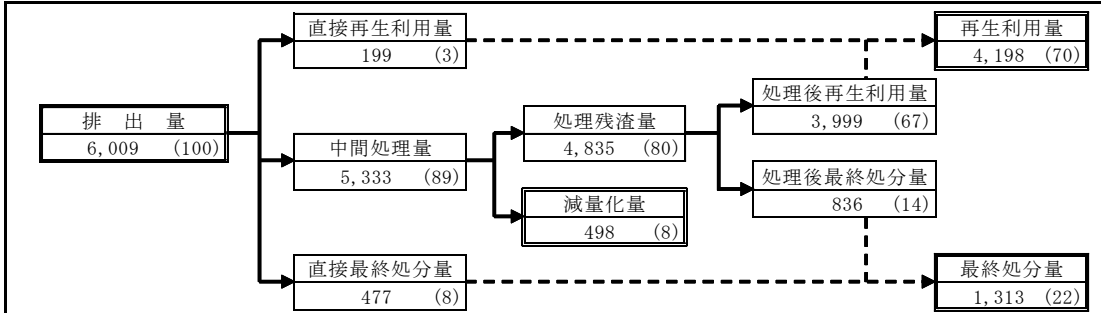
12 ゴムくず



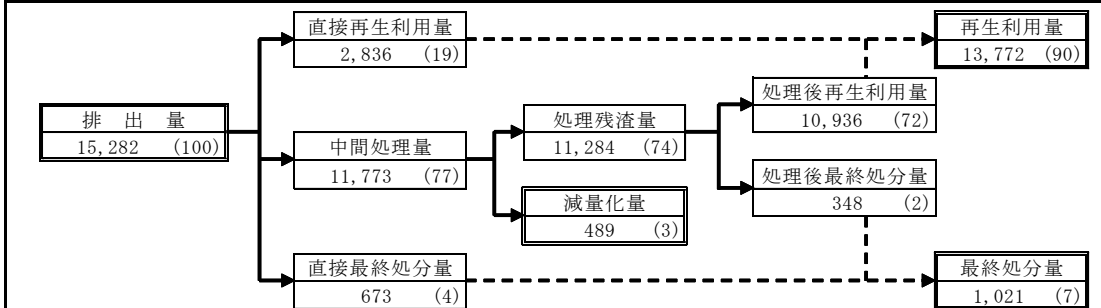
13 金属くず



14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

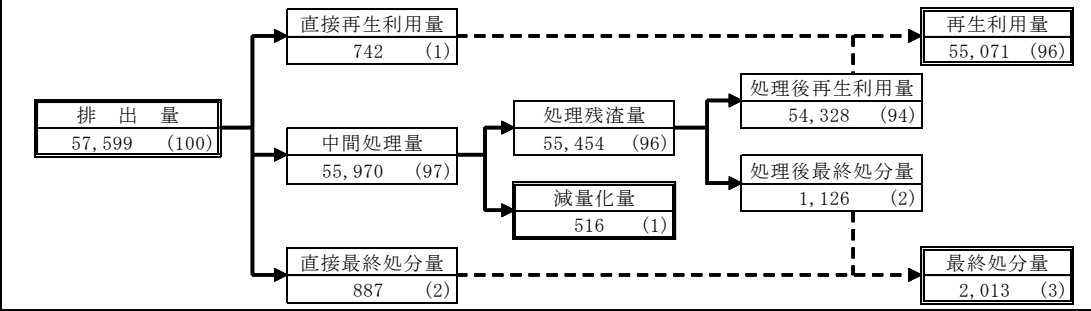


15 鈹さい



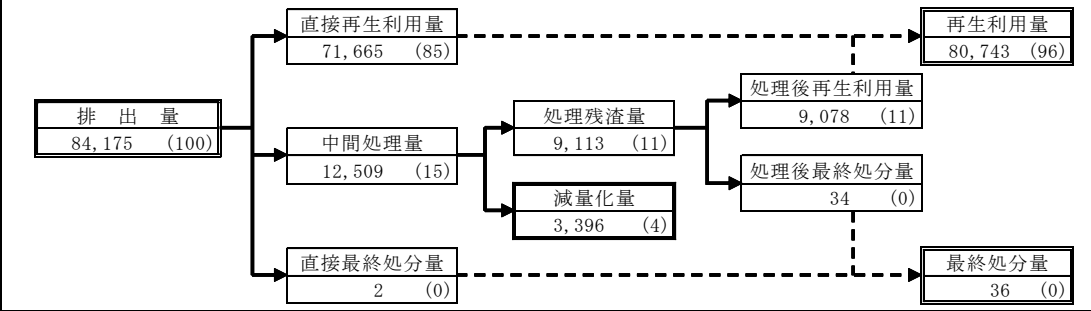
\*各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

16 がれき類

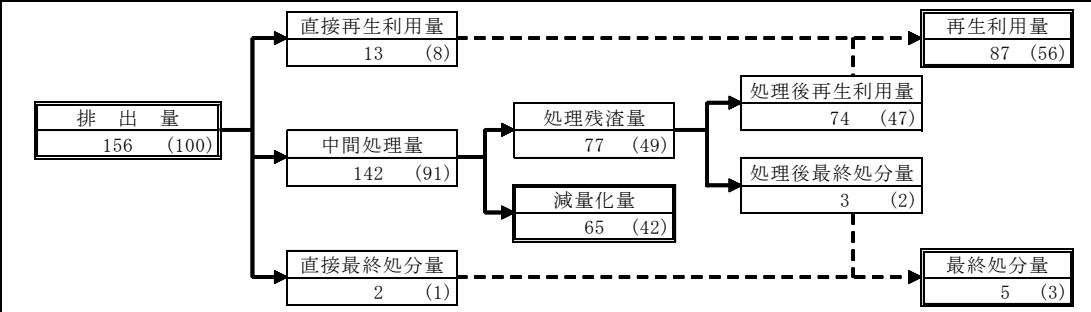


\*各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

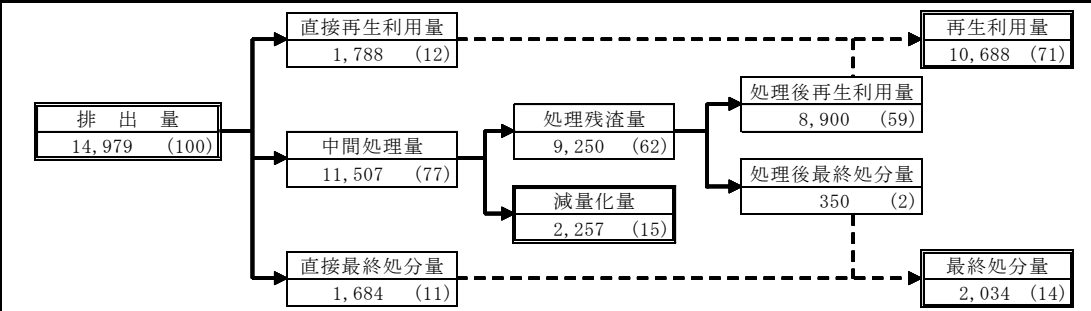
17 動物のふん尿



18 動物の死体



19 ばいじん



\*各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

